

異議申出書面 (提出順に団体名表記)

- 1 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (建交労)
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県労働組合総連合 (愛労連)
- 4 愛知県社会保障推進協議会
- 5 愛労連ローカルユニオン
- 6 愛労連パート臨時労組連絡会
- 7 生協労連愛知県協議会
- 8 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 9 年金者組合愛知県本部
- 10 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
- 11 名古屋市職員労働組合
- 12 愛知母親大会連絡会
- 13 全日本国立医療労働組合 (全医労) 愛知地区協議会
- 14 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 15 尾張中部地区労働組合総連合
- 16 障害者労働組合
- 17 東三河労働組合総連合
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会
- 19 外国人実習生SNS相談室
- 20 愛知県労働者学習協議会
- 21 西三河地域労働組合総連合
- 22 愛知はたらくもののいのちと健康を守るセンター
- 23 名古屋タクシー協会
- 24 なごやふれあいユニオン
- 25 革新県政の会
- 26 革新市政の会

- 27 国鉄労働組合名古屋地方本部
- 28 全トヨタ労働組合
- 29 愛知地域労働組合きずな
- 30 北医療生協労働組合
- 31 愛知県医労連 南医療生活協同組合
- 32 愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクト
チーム
- 33 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 34 J M I T U愛知支部
- 35 愛労連労働相談センター
- 36 名古屋北部青年ユニオン
- 37 日本自治体労働組合総連合愛知県本部

2022年8月10日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

名古屋市中川区宮脇町 2-99-2

全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (建交労)

執行委員長 田村

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

建交労愛知県本部は、去る8月4日に開催された愛知地方最低賃金審議会(以下、審議会)において、2022年度の最低賃金が31円の引き上げにとどまり986円となったことについて異議を申し出る。

あわせて、この答申を決めるにあたって専門部会が開催されたとのことだが、非公開で行われている。私たち労働組合が提出した意見書、また9745筆の署名に関する審議がどのようにされたのかもわからず、こうした透明性に欠ける審議会のあり方に抗議する。

最低賃金法は、わが国で唯一の賃金に関して定めた法律である。その第1条には、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とある。

では、986円が果たして、労働条件の改善、労働者の生活の安定に値する金額なのかが問われる。

最低賃金に影響を受ける労働者のすそ野は広がっている。子どもを持つ父親・母親がそろって非正規であったり、あるいはシングル世帯で子育てしながら働くことを余儀なくされるなど、労働者の置かれた状態はさまざまである。そうしたところでは、最低賃金の引き上げが生活を左右することになる。

そして、保護者の貧困は、子どもの貧困にも連鎖する。子どもの貧困率は、13.5%となり、7人に1人の子どもが貧困ラインを下回っている。なかでもひとり親家庭の貧困率は48.1%と深刻な実態である。また、昨今では「ヤングケアラー」と呼ばれるように、小中高生の子どもが家族の介護や子守りをする例も増えている。今年4月に政府が行った「ヤングケアラーの実態に関する調査」では、公立小学校の6年生の6.5%(約15人に1人)、公立中学2年生の5.7%(約17人に1人)は「世話をしている家族がいる」と回答しているとのことだ。こうした問題は、家庭の経済的な理由によるところが大きい。

今回の改定は、確かに過去最高である。しかし、31円の引き上げでは、月160時間働いたとしても改善額は5000円に満たない。これでは、貧困からの脱却はできず、到底生活の改善など見込めるものではない。

こうしたことから、最低賃金を1500円にすることを近い将来の目標とし、直ちに1,000円以上に引き上げを求める。

以 上



2022年8月10日

愛知労働局

局長 代田 雅彦 様

千種名東地域労働組合総連合

議長代行（副議長） 犬飼 敏

2022年の最低賃金改定にかかる異議申出書

① 異議の内容

31円の引き上げ（986円）では物価高の現状には見合わない改定であり、非正規労働者などの生活改善は困難なので、1000円以上に引き上げを求めます。

② 異議の理由

コロナ禍という異常な労働環境の中で、雇い止めやシフトの削減による収入減など、非正規・パートなどの不安定雇用労働者にとりわけ厳しい生活が押し寄せています。それに追い打ちをかけるように昨今の物価上昇で生活は大変苦しくなっています。

こうした中で、最低賃金の大幅な引き上げが今こそ求められていると考えます。31円の引き上げでは、実質的に引き上げに繋がらない労働者も多く存在することも考えられます。直ちに1000円、将来的には1500円をめざしての改定が必要と考えます。

以上



2022年8月18日

愛知労働局

局長 代田 雅彦 様

愛知県労働組合総連合（愛労連）

議長 西尾 美沙

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知地方最低賃金審議会から、最低賃金を1時間986円にする答申が労働局長あて行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記



1 異議の内容

(1) 愛労連は6月30日、労働局長と審議会会長あてに4項目の「物価高騰のおり、県民の生活改善と地域経済の活性化のために最賃賃金の大幅な引き上げを求める要請書」（以下、要請書）を提出しましたが（中日新聞にも写真付きで報道）、どんな議論があったか説明がありません。9745筆の署名についての受け止めも説明がありません。

(2) 31円引き上げ、時間額986円への改正について到底納得出来ません。合わせて専門部会でどんな議論が行われたのかが、非公開のためまったくわかりません。専門部会の議論内容の説明もないまま決定されたことについても異議を申し出ます。

2 異議の理由

(1) 少なくとも生活必需品の物価上昇率4.4%に見合う42円の引き上げが必要と考えます。愛労連が7月20日に提出した「物価高騰から県民生活を守るため、今年、1000円以上に～愛知県最低賃金の改正決定に関する意見書～」(以下、意見書)では1000円以上を要望しました。昨年の28円に42円を加えた70円の引き上げで実現します。

(2) 8月4日の審議会では、「3回の専門部会で審議した」と報告があっただけで、いつ、どれくらいの時間、労働者代表と使用者代表からどんな意見が出されたのか、いっさい説明がありません。審議会では、「労使公の三者が一致して(目安どおり)31円引き上げることと合意した。全国に先駆けて答申を出せた」と報告されましたが、長引くコロナ禍で暮らしにあえぐ県民の声と異常な物価高騰を反映して、鳥取県では異例の6回の専門部会が行われ、8月10日、目安額(Dランク30円)を3円上回る33円が答申されことを申し添えます。

(3) 「意見書」では、この間の欧米では最低賃金が1500円以上になっているとしました。なぜ、日本ではこんなに低額なのか、納得できる説明がありません。

(4) 中小企業への財政支援強化を「要請書」「意見書」「署名」で国に働きかけるよう要望しました。国へ要望しないならその説明をいただかないと納得できません。滋賀県では答申で政府に対する「要望」(①価格転嫁できる各種支援策、②コロナ禍や物価高騰による影響で小規模事業者への支援金の促進、③人材不足の中、配偶者控除対象者等の就業の影響を受

ける者を考慮した制度の構築)が付帯されています。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について(異議理由関連)

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の件数の報告も、意見書の配付・説明も、例年出されている資料の配付・説明もありませんでした。その理由の説明もありませんでした。公示で県民に広く意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実ではないでしょうか。

8月4日の審議会では「3回の専門部会で審議した」と説明がありましたが、非公開ではまったく説得力がありません。労働者の生活のみならず、社会保障など国民生活にも大きな影響がある最低賃金をどのように決めるかを審議する委員会(専門部会)が完全非公開なのは大きな問題です。また、9745筆の署名とその項目に対する審議状況も説明されませんでした。

愛労連は、8月5日、労働局長と審議会議長に「公開質問状」を提出し(添付)、回答を求めています。誠実な対応を求めます。

以 上

2022年8月5日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 様

愛知労働局
局長 代田 雅彦 様

愛知県労働組合総連合（愛労連）
議長 西尾 美沙子

「愛知県最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の意見」の 取り扱いと今回の「答申」決定などにおける公開質問状

令和4年7月1日、愛知労働局長は「愛知県最低賃金の改正決定にかかる関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行い、7月22日までに愛知地方最低賃金審議会（労働局労働基準部賃金課内）あてに提出するよう県民に広く周知した。

この公示を受け、私ども愛労連やその関係組合は、それぞれの立場から今回の改正審議において、最低賃金近傍で働く労働者の生活実態を伝えるとともに、長引くコロナ禍と急激な物価高騰のもとで、労働者のくらしを守るために少なくとも時給1000円を上回る大幅引上げが必要であること、そのために国による中小企業対策の抜本的強化が必要であること、最低賃金改正の直接影響を受ける非正規労働者の意見陳述を求めることなどを内容とする意見書を提出してきた。

ところが、8月4日に開催された愛知地方最低賃金審議会（公開）では、「意見書」の取り扱いについていっさいの説明がされなかった。また、関係資料の配付や説明もないまま、審議会会長から労働局長への「答申（愛知県最低賃金の改正決定）」が行われた。

昨年までは、すべての「意見書」が傍聴者を含め配付され、一定の時間を取って説明も行われてきた。

また、「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県の最低賃金を1500円とし、中小企業支援を求める要請」署名についても、7月1日の審議会後に上積み提出をしているにもかかわらず、その報告さえもされなかった。

多くの労働者がコロナ禍と物価高騰にあえいでいるもとで、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定などをはかるための最低賃金改正審議が尽くされたとは決して言えず遺憾の意を表明するものである。

今回の取り扱いなどに関わって、下記の事項について8月10日までに文書での回答を求める。

記

1. 県民に公示で意見を求めておきながら、公開の審議会で件数、内容（意見書の配付も含め）を説明しなかったのはなぜか。また、その判断に誤りは無かったのか。
2. そもそも「意見書」が何件提出され、どのような内容だったのか、すべての審議会委員にはいつ配付され、どのような場で議論されたのか。また、例年と同様に今回の審議会傍聴者に「意見書」を配付されたい。
3. なぜ、「賃金実態調査に基づく総括表」「未満率・影響率の推移」「愛知県最低賃金引上げ状況の推移」の説明がされなかったのか。また、例年と同様に今回の審議会傍聴者にも配付されたい。
4. 「意見書」には、すでに全国30府県近くで実施されている「非正規労働者の意見陳述」を求める要望もあった。昨年の審議会では公益委員から、「意見陳述について検討できる雰囲気醸成されるよう」との発言もあった。今年の審議会では「雰囲気醸成」がされるようどのような努力がされたのか。
5. 8月4日の審議会終了直後に、担当者より「日程上、時間がないなかでの取り扱い」と説明されたが、具体的にどういうことなのか。
6. 8月4日の審議会で「異議書」の公示をし、8月19日までに提出を求める旨の説明がされたが、8月22日の審議会でどのように取り扱われるのか。
7. 今回の審議にあたっては、中央最低賃金審議会における審議が当初の予定より長くかかったことによる影響は否めないが、それは少なからず審議会での審議を尽くすためのものであり、愛知地方最低賃金審議会が「時間がない」ということを理由に審議をおろそかにすることはあってはならない。来年以降の審議会での「意見書」「異議書」「意見陳述」の取り扱いについてどう考えるのか。

以上

最低賃金

986円では

コロナ禍・物価高騰

生活は立て直せません

過去最高の引上げと言うけれど
円安による物価高騰これから本番

愛知地方最低賃金審議会は8月4日、愛知県の最低賃金を中央最賃審議会の示した目安通り31円引き上げ、時給986円とすることを決定し愛知労働局長に答申しました。

この引き上げ額は、過去最高とされていますが、1日8時間フルタイムで1カ月働いても5456円の引上げにしかありません。長引くコロナ禍と猛烈な物価高騰のもとで、もっとも打撃を受けているのは非正規雇用労働者です。新型コロナの終息は目途が立ちませんし、円安の影響による物価高騰はこれからが本番と帝国データバンクも指摘しています。たった31円の引き上げでは暮らしを立て直すことはできません。

異例の審議会運営
審議は尽くされたとは言いがたい

愛知労働局長は、最低賃金を改定する審議にあたって広く県民の意見を求めるため、7月22日までに愛知地方最低賃金審議会に意見書を提出するよう周知しました。

ところが、8月4日に開催された審議会では、意見書がいくつ提出されたのか、その内容がどのようなものだったのか一切触れないまま、審議会の会長から労働局長に愛知の最低賃金を986円とする答申が行われました。昨年までは、すべての意見書が傍聴者を含め配付され、一定の時間を取って説明も行われてきました。

多くの労働者がコロナ禍と物価高騰にあえいでいるもど、「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定（最低賃金法）」などをはかるための最低賃金改正審議が尽くされたとは決して言えるものではありません。

14道県で目安を上回る答申
求められるのは早期決着ではない

答申にあたって審議会の中山恵子会長は「全国に先駆けて答申を出せた」と胸をはりました。しかし、全国では労働者の生活に直結する問題だからこそ、すでに答申を出した32都道府県中、14道県が中央の目安を最高で3円上回る答申を出し、今も15府県で真摯な審議が続いています。鳥取県では6回にわたる専門部会を開催し、中央の目安を3円上回る答申を決定しました。

いま、愛知労働局長は986円の答申に対し異議の申し出を受け付けています。8月22日には、この異議申出を受けての審議がおこなわれますが、真摯な審議会運営と労働者の生活実態に寄り添った議論が求められます。



**国の責任で最低賃金
全国一律1500円に**

2022年8月18日

愛知労働局長 代田 雅彦 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9番7号

労働会館東館3

組織名 愛知県社会保障推進協議会

代表者 森谷 光夫



愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知地方最低賃金審議会から愛知労働局長に対して、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われました。しかし、私たちは、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰及び2年以上に及ぶコロナ感染拡大のなかで、1時間あたり31円の引き上げによる時給986円の金額では生活改善に到底つながりません。今年は最低限1000円以上への引き上げを求めます。

2 異議の理由

(1) 最低賃金は、誰もが適用される最低限の賃金保障です。この動向は、非正規労働者をはじめ、若者、女性や高齢者など社会的弱者と言われる方に多大な影響を与えます。

以前「#最低賃金1500円になったら」のSNS投稿では、「まずは、歯医者に行く。止まらない咳も検査しよう」「野菜を食べる機会が増える。おかずも増やせる。家賃におびえず暮らせる」「心に余裕ができる。もっと自分のことが好きになれる。将来不安も減る」など、切実な意見が投稿されています。この声・思いに応えるのが愛知地方最低賃金審議会や愛知労働局ではないでしょうか。

(2) 今年の物価高騰は、異常な価格になっています。経済財政諮問会議に提出された内閣府の資料によると、22年度の物価の予想上昇率は、2・6%です。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できません。

(3) 最低賃金は、生活保護の支給金額との整合性を保つようになっています。しかし、生活保護は、憲法で保障された権利にもかかわらず、保護が必要な世帯の約2割しか利用できていない実態があります。よって、非正規労働者など最低賃金に左右されながら、いのち暮らしを維持するために、ダブルワーク、トリプルワークで自分の身を削りながら日々の生活を送っています。その方々に将来に希望が持てるようなメッセージを最低賃金の大幅な引き上げで実現すべきではないでしょうか。

*愛知県社会保障推進協議会は、社会保障制度の改善を中心に、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、女性団体などの組織が集まっています。

2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階
愛労連ローカルユニオ
代表者 樽松佐

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

1 異議の内容

時間額986円への引き上げでは生活できません。せめて1,000円に引き上げてください。

2 異議の理由（非正規で働く組合員の声です）

私たちの組合には非正規で働いている労働者が多くいます。外国人労働者も加入しています。わたしは今、事情があり1人暮らし。時給1,000円もらっています。最低賃金より45円高いです。お店に聞いたら時給900円台では人が来ないそうです。

今度、986円になれば1030円くらいにはなると思いますが、1030円×8時間×22日=181,280円、ここから税金、社会保険料など約15%を引くと残りは15万余り。家賃が45000円なので、残りは約11万円。ボーナスはありません。

最賃額の方なら986円×8時間×22日=173,536円、ここから税金、社会保険料の約15%を差し引くと147,506円です。家賃約45,000円を引くと残りが約10万円です。

物価高騰で食費、光熱費がどんどん上がり、月10万円余りではとても生活ができません。

審議会委員のみなさんは、月10万円で暮らせると思いませんか？。もし、病気になったらすぐ生活が困窮になります。

一度に数百円の引き上げは無理だと思いますが、せめて今年は1,000円にしていたら、数年後には1,500円にしてほしいです。

最後に、雇う側も大変ですから、増加する社会保険料など、国から財政支援をしてあげてください。企業あつての労働者ですから。

22日の審議会では、いろんな団体から出された異議書をしっかり審議して、県民から公正な審議が行われたと評価されるようご尽力ください。お願いします。

以 上



2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住所 名古屋市熱田区沢下町9
労働会館東館3
組織名 愛労連パート臨時労組連絡
代表者 平野 正

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知県最低賃金審議会から、本年10月1日より最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記の通り意義を申し出ます。

記

1 異議の内容

非正規・時給労働者は、コロナ禍に続く物価高騰によって大変厳しい生活実態となっており、986円では普通に生活する事すら困難です。今年度は、せめて1000円以上への引き上げを求めます。

2 異議の理由

私たち愛労連パート臨時労組連絡会は、7月14日付で愛知地方最低賃金審議会会長宛に「愛知県の最低賃金を早期に1500円、最低でも今年は1000円以上への改正を求める意見書」と付属資料「愛知県採用時給調査の結果と私たちの要望」を提出しました。「とにかく今は将来のことが不安。そのために今のところはトリプルワークをしています。年を重ねていつまで働けるか不安で仕方ありません。」「子どもの服を買うにも悩まなくてもいい。明日の暮らしを心配しなくていい。親に頼ることなく、自立した生活を送れる賃金にして欲しい。」こうした、最低賃金改正の影響を強く受ける非正規・時間給労働者の厳しい生活実態と、最低賃金大幅引き上げに対する期待を受け止めて審議されるよう、意見書で表明しました。しかし、986円の引上げでは物価上昇にも追い付かず、厳しい生活実態は改善されないと失望の声が出ています。8時間働けば普通に生活できる賃金水準を目指し、今年度はせめて1000円以上の引き上げをするよう強く求めます。

3 愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

意見書では、最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の実態や期待の声を直接聞いて、審議会の議論に反映するよう非正規労働者の意見陳述を求めましたが、今年度も実施されませんでした。また、意見書と付属資料を提出した際に、審議会において全ての審議委員に配布していただく事を確認しましたが、第2回審議会において資料配布はされず、何ら説明もされませんでした。私たちの意見書と、そこに定められた非正規労働者の声が、審議会ではどう扱われたか全く不明であり、最低賃金法施行規則第11条に、関係労働者を会議に出席させその意見を聞くよう定められている事からも、適正な審議が行われたとは言い難いと考えます。意見書の取り扱いについて説明を求めるとともに、あらためて22日の審議会において、非正規労働者の意見陳述を実施されるよう要請します。

以上



2022年8月18日

愛知労働局長
代田 雅彦 様

長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター 2F
電話：052-703-3019
生協労連愛知県協議会
議長 若井 和則

2022年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。愛知地方最低賃金審議会は8月4日、今年度の愛知県最低賃金の改定について、現行の955円を31円引き上げて986円にすると答申しました。労使の主張に隔たりがあるなかで、31円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、生協労連愛知県協議会として下記の通り、異議を申し出ます。

記

1. 生活できる最低賃金への引き上げを求めます

答申通り時給986円で確定した場合、月155時間就労で計算しても、月額収入は15万2830円、年収は183万3960円となり、貧困から抜け出せないワーキングプアの水準と言われる年収200万円に達していません。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。私たちの仲間からは、986円となる改正決定に対し「非正規・時間給で働く私たちにとって、安心して働き続けるには十分な水準とは言えない。せめて物価の上がり幅を上回らないと意味はない。私たちの生活をしっかり見て欲しい。」との声が寄せられています。最低賃金の改定に最も影響を受ける、非正規・時間給労働者の厳しい生活実態に向き合い、普通の生活ができる水準への引き上げに向けて、さらなる審議を求めます。

2. 非正規労働者の声を聴き審議する事を求めます。

このコロナ禍において、非正規労働者は「休業補償がされない」「契約を解除された」など大変厳しい事態に直面し、元々ぎりぎりだった生活が完全に破綻して、貧困状態に追い込まれています。最低賃金に近い賃金で働く、多くの非正規・中小企業労働者の実情を踏まえた最低賃金にするために、非正規労働者の意見を直接聞くことは、最低賃金法にも定められている、審議会の責務として行うべきものと考えます。私たちも参加する愛労連パート臨時労組連絡会からは、改定額の大幅引き上げとともに、非正規労働者の意見陳述を求める意見書を提出しましたが、今年度も意見陳述は行われず、審議会において意見書がどう取り扱われたのか、意見書の内容がどう審議に反映されたのかも全く不明です。異議に対する審議の場では、異議申し出に至った実情や真意が伝わるよう、当事者が意見陳述することが不可欠だと考えます。非正労働者による意見陳述の機会を作ることを要請します。

以上



2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住所 名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階
組織名 愛知県労働組合総連合女性協
代表者 議長 河合 祐美子



愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定がおこなわれましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1. 異議

最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げ、女性が一人の人間として自立した生活を営める水準とするべきです。けっして企業の支払い能力で決められるものではありません。女性も男性も一人ひとりの労働者が、一人分の賃金で8時間働けばゆとりを持って暮らせる構造を作り出していかなければなりません。最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきです。

今すぐ、時給1000円以上に引き上げるとともに、時給1500円を求めます。

2. 理由

<女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である>

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障していません。個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきです。日本の「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は世界一高く、特に母子世帯の貧困は深刻であり、8割以上が就業しているが、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけず、働き方の半数は非正規雇用です。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても生計費を賄えない賃金は、憲法25条違反と言わざるを得ません。子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の母親の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題です。

<女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である>

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中、仕方なく家族的責任を果たすために労働時間が選べる雇用形態を選択している実態があります。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況も多く、今回の最低賃金額では、年間1800時間をフル稼働で働いたとしても177万円程にすぎません。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとなりません。男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げを求めます。

<男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である>

世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数で日本は116位と低い順位のままです。日本の順位が低い大きな要因に男女の経済格差があります。男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きいです。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ない状態です。「女性が輝いて」働くためには、長時間労働を解消し、男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要です。

3. 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配布・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱についていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。

以上

2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住所 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館304号室
組織名 年金 本部
代表者 執行委員

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

(意見書を提出した組織は、意見書の内容をまとめたものを記載してかまいません。下記はあくまで例ですので、各組織の組合員の声など実態を書いてください。)

(1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。

(2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果がでている。

(4) 中小企業への支援強化

(5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会でも説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 殿

名古屋市熱田区沢下町9番3号

労

全労連・全国一般労働組合 愛知地方本

執

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申し出

2022年8月4日、愛知県最低賃金審議会は、本年10月1日から愛知県の最低賃金を1時間当たり986円にする、との改正決定をおこなったが、下記のとおり異議を申し出る。

記

1 異議の内容

コロナ禍の第7波とロシアによるウクライナ侵略戦争、円高のトリプルの襲来もとの食料・エネルギーを中心とする未曾有の物価高騰が引き起こされ、日本経済と国民生活は大変な状況にある。986円程度への地域最低賃金の引き上げでは、愛知県経済と県民の暮らしを守りうる、生活改善・底上げに到底つながらない。今年度については最低でも1,000円への引き上げを強く求める。

2 異議の理由

- (1) 生活必需品は4%以上の物価上昇となっており、この物価上昇分を加味した最賃額でなければ、愛知県で働く人々の暮らしは維持できないことは明らかである。さらに、今後引き続いての物価上昇が見込まれており、地域最賃額が最低生計費を大きく割り込む不合理な事態にいたり、とりわけ中小零細企業での事業と非正規労働者の暮らしの破綻が招来する。

私たちは、先に提出した意見書において、特に時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・県民の生活改善・底上げのために最低でも1,000円への引上げ、早期に1,500円への引上げ、将来的には2,000円への引上げを要請したが、986円では当然にそれらに及ばない。

- ① 確かに上げ幅としては31円引上げは過去最大の引上げとはいえよう。

しかし、今年の地域最低賃金の改定は、コロナパンデミック禍、ならびにウクライナ戦争や、アベノミクスもとの異次元の金融緩和でもたらされた異常円安などの原因にもとづく物価高騰を反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点であった。すなわち決して楽観視できない経済情勢を的確に予測し、そなえをなすべきなのである。

中央最低賃金審議会では、労働者側は、生活必需品（基礎的支出項目）の4～6月の上昇（4.5



%、4.7%、4.4%)を根拠に5%(47円)の引上げを主張した。使用者側は、別表4の従業員30人未満の賃上げをもとに1.5%の引上げを主張した。公益側は、消費者物価の上昇を考慮し、実質賃金指数を計算する場合に使用する「持家の帰属家賃を除く総合」の4~6月の数値(3.0%、2.9%、2.8%)にもとづき3.3%の引上げを提示し、結局公益委員見解が答申となった。参考資料として、賃上げ率、物価指数、業況判断、雇用統計などが添付された。

②「新しい資本主義」の時代の最賃なのか。

松野博一官房長官は記者会見で「『新しい資本主義』の時代にふさわしい引上げ額の目安だ」と評価した。自民党の茂木敏光幹事長も「物価上昇に負けない賃上げが重要であり、結果を高く評価したい」と述べた。

日本商工会議所は三村会頭のコメントを発表した。客観的なデータに基づく真摯な議論がなされたことを評価したうえで「消費者の生計費に対する足元の物価上昇の影響を強く考慮する一方、企業の支払い能力の厳しい現状については十分反映されたとはいえない」と不満を述べた。そのうえで「政府には、価格転嫁対策をより一層強力に進めていただくとともに、生産性向上に取り組む中小企業を支援する各種施策に十分な予算を確保するなど、中小企業が自発的に賃上げできる環境整備を強く求める」と要望した。

連合は「公労使が議論を尽くし、労働条件改善に資する目安が示されたことを評価する」とし、「誰もが時給1000円」の実現に向けて継続的な引上げと地域間「額差」の改善に努力していくという事務局長談話を発表した。

全労連は「最低賃金が低い地域ほど賃金上昇率が高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる当目安は根拠も不明確であり看過することはできない」と答申を批判する事務局長談話を発表した。

上記の目安を受けた愛知地方最低賃金審議会は8月4日、愛知県の地域最低賃金を、時給986円とするよう愛知労働局に答申した。答申内容の審議では全会一致で結論を出した。中山恵子会長が答申を代田雅彦局長に手渡し、「厳しい社会情勢の中での審議だった」と振り返った。代田局長は「重く受け止めていただくと述べた。労働者側委員は、コロナ禍や物価上昇で苦しい状況に触れながら「過去最大の引上げ水準を形として示せたことは、前進したものだ」と前向きに受け止めている」と評価した。使用者側委員は、景気減速の懸念や中小企業の中には業績回復半ばで厳しい経営環境のところもあることを指摘して、「行政には物価高騰対策など適切な支援策を、すみやかに確実に実施してほしい」と要望した。

しかしながら、中賃と地賃の議論や各委員の努力、各界の主張と意見などを尊重し、過去最大の引き上げをいかに評価しても、もはやこの程度のレベルでは今日の経済危機の情勢に見合わず、「新しい資本主義」に対応するというのもおこがましいばかりである。

事態はもっと急速に悪化の道を進んでいるのではないか。

③ 31円の引上げでは物価上昇に追いつかない。

中央最低賃金審議会の目安通りの31円の引上げでは、消費者物価が上昇し、この秋以降もさらなる値上げが目白押しで予定されている状況で、非正規労働者などの低所得者の生活防衛には到底つながら

ない。

いまの消費者物価の上昇は「スクリューフレーション」と言われている。生活必需品中心の物価上昇のことで、「締め付け」(スクリュ)と「物価上昇」(インフレーション)を合わせた造語だそうだ。

6月の消費者物価指数(生鮮食料品を除く総合)は対前年同月比2.2%の上昇である。一般的に発表される消費者物価指数は「生鮮食料品を除く総合」である。これに対して、「基礎的支出項目」(食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど)といわれる生活必需品の物価上昇は4.4%である。「選択的支出項目」(教育費、教育娯楽用耐久財、月謝など)といわれる贅沢品の物価上昇は0.2%である。この6月の物価をもとに2010年の平均と比べると「基礎的支出項目」は15.3%上昇しているのに対し、「選択的支出項目」は0.1%の上昇である。家計に占める生活必需品の割合は、年収が低いほど大きく世帯年収200万円未満だと58%が生活必需品で占めるという調査がある。

では、「持家の帰属家賃を除く総合」とは何か。「持家の帰属家賃」とは、持ち家によって支払わずに済む家賃のことで、自己の持ち家を自分に貸すという架空の経済取引のことである。「持家の帰属家賃を除く総合」は、「基礎的支出項目」と「選択的支出項目」の双方を含むもので、実質賃金(名目賃金マイナス物価上昇)を計算する場合に使われている。確かに労働者の生活感覚に近い物価数値なのかもしれないが、非正規雇用労働者など低所得者層を対象とする最低賃金の水準を議論する場合の指標として適切とは思われない。その意味では、中央最低賃金審議会において、労働者側委員が生活必需品である「基礎的支出項目」を根拠に5%(47円)の引上げを主張したことには当然不十分ではあるものの一定の道理があるともいえる。

なお、中央最低賃金審議会において今回、A・BランクとC・Dランクに1円の差を設けた理由として、公益委員見解は「消費者物価の上昇率はA・Bランクがやや高めに推移していること」「昨年度はAランクを中心に雇用情勢が悪化していたが、今年度は改善していること」「地域間格差への配慮の観点から最低額の比率を上昇させていく必要があること」を挙げている。もともと「持家の帰属家賃を除く総合」は、家賃が反映するので、都市部が高く地方が低くなる傾向がある。全国平均を100とすると、おおよそ大都市は105、中都市100、小都市97、町村96という調査もある。「持家の帰属家賃を除く総合」をもとに目安を決めていけば、地域間格差は拡大する一方であり、不合理な結果に陥る。

④ 愛知地方最低賃金審議会では、さらなる引き上げのための再審議を求める。

愛知県での31円という引上げ額は、「スクリューフレーション」と言われる、非正規労働者など低所得者層の生活を直撃する物価上昇には追いつかない。

中賃の目安と最賃額の設定そのものが、諸外国の物価上昇に対する最低賃金の引上げと比較してもまったく見劣りのするものであり、地賃審議会はただその額を追認したに過ぎないものだからである。

愛知地方最低賃金審議会では、審議をやり直して、既に述べた生活必需品たる「基礎的支出項目」を根拠に、昨年の28円にプラス5%(47円)、つまり75円の引上げを実現すべきである。そうすれば1030円となり、1000円も超える。

ただ地方最低賃金審議会がそういう再検討のための諸要因に無関心で、真面目に真剣に向き合って経済危機の打開に正面から取り組む意志がないならば、私たちの異議申立はこれまでと同様に議論もされずに否決されることになる。

私たちは、中小企業への助成策の先行的実施により、ただちに最賃引き上げの再検討を強く求める。

(2) 世界の最低賃金の動向は1500円以上が主流であり、2000円超えも実現していること。

諸外国では、新自由主義にともなう貧困と格差の拡大が大きな政治的、社会的な問題となり、貧困対策のひとつとして最低賃金の引上げが行われてきた。とりわけ、コロナパンデミックによる経済活動の停滞にともない打撃を受けた低賃金労働者の生活を守るため、最低賃金の引上げは重要性を増してきた。コロナ前とコロナ後の諸外国の最低賃金引き上げ状況は下に載せた表のとおりである。

このように外国では、多いところは20%以上、少なくとも5~6%の最低賃金の引き上げをおこなっているのである。欧州主要国に比べ日本の最低賃金は6割程度のきわめて低い水準にとどまっている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	日本
コロナ前	19/4 £8.21	20/1 €10.15	20/1 €9.35	09/7 \$7.25	20/1 ₩8590	19/10¥901
コロナ後	20/4 £8.72	21/1 €10.25	21/1 €9.50	22/7	21/1 ₩8720	20/10¥902
	21/4 £8.91	21/10€10.48	21/7 €9.60	WDC \$16.10	22/1 ₩9160	21/10¥930
	22/4 £9.50	22/1 €10.57	22/1 €9.82	LA \$16.04	23/1 ₩9620	22/8 ¥961
		22/5 €10.85	22/7 €10.45	SF \$16.99		
			22/10 €12.0			
円換算(7月 22日レート)	1602円 £=168.68	1537円 €=141.63	1699円 €=141.63	2350円 \$=138.34	1028円 ₩=0.1069	961円

先に手出している意見書でも指摘したが、アメリカでは、2021年1月にバイデン大統領が連邦最低賃金を15ドル(2,075円)へと引き上げる方針を表明するとともに、同年4月には、連邦政府と契約する業者の従業員の最低賃金を現在の時給10.95ドルから時給15ドルに引き上げる大統領令に署名した(各連邦政府機関は、2022年3月30日までに新規の契約内で時給15ドルの最低賃金を実施しなければならないとされている)。さらに、多くの州・市では大幅な引き上げがおこなわれている。時給15ドルを採用している州・市においても今年になって引き上げをすところが多い。7月から引き上げが行われた、ワシントンDC16.10ドル、ロサンゼルス16.04ドル、サンフランシスコ16.99ドルを表に記載した。シカゴは15.40ドルになった。これらの市の最低賃金は物価連動である。ハワイ州は7月現在10.10ドルであるが、2022年10月に12ドル、2024年1月に14ドル、2026年1月に16ドル、2028年1月に18ドルと段階的に引き上げることを決定した。

フランスは、今年5月から時給10.85ユーロ(1537円)に引き上げられたが、物価スライド制を採用しているからである。3月の低所得者層(収入が下位20%の世帯)の消費者物価指数が、前回の改訂基準となった2021年11月の指数に比べ2%を超える上昇率を示したからである。

ドイツは、2022年10月から12ユーロ(1699円)になるが、これは2021年11月に成立したシュルツ連立政権の政策協定によるものである。

図にはないが、オーストラリアでは、7月から21,38豪ドル(2013円)に引き上げられている。なお、オーストラリアでは、最低賃金の詳細は労働者の種類と年齢によって違う。労働者は、Casual(カジュアル)、Full time(フルタイム)、Part time(パートタイム)に分けられている。カジュアル労働者は最高額の時給を受ける場合がほとんどであるが、福利厚生を期待することが出来ない。カジュアル労働者は、大抵以下のような事情がある。1週間の労働時間が未定、シフト変更の可能性大、病気休暇と有休の取得が不可、理由もなく解雇される可能性がある、というもので、このようにカジュアル労働者の雇用条件は非常に不安定なため、その分フルタイム労働者より最低賃金が25%高く設定されている。これは、日本の委託・請負など雇用によらない働き方の者も最低賃金を設定しているということであろう。

このように、これら諸外国の最低賃金は、物価高騰を受けて大幅に引き上げられ、中には時給2000円超えも実現しているが、日本及び愛知県の最低賃金の引上げは、まったく低水準で、物価高騰を正當に反映していない。また、今後の経済見通しについても何らの知見もない。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも、月額24万円(時給1500円)以上が必要であること。

(4) 生計費調査の実施、審議にあたって、愛労連の「最低生計費調査」結果が、「地域の労働者の生計費」の資料として採用されておらず、愛知労働局賃金課や地賃審議会独自の調査もおこなわれていないこと。

(5) 最賃近傍で働く労働者の声を反映させるために、青年、女性、非正規労働者からの幅広い労働者県民の意見陳述が実現されていないこと。

(6) 愛知県最低賃金専門部会の議事録及び専門部会の全面的公開がなされていないこと。

(7) 中小企業への有効な支援強化策が具体化されていないこと。

(8) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円などであるが、さらなる審議を求める。

3 愛知県最低賃金審議会の非民主的な運営に対する異議申し出

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がなかった。

その理由の説明もなかった。

県民に意見を求めてながら、その取扱いについてなんらの説明をおこなわないことは、あまりに不誠実ではないか。また、私たちが提出した9745筆の署名とその項目に対しても説明も審議もされなかった。

これらの理由について、8月22日の審議会で誠意をもって説明されたい。さらに今後の本異議申し出への対応について、ていねいに説明されるよう強く求める。

以上

2022年8月17日

愛知労働局局長 代田 雅彦 様

名古屋市中区三の丸3-1-1
名古屋市職員労働組合
執行委員長 津田康裕

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

愛知最低賃金審議会において、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が2022年8月4日に行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

1時間986円の賃金では、人間らしい生活ができる賃金ではなく納得できません。最低でも1時間1000円以上の最低賃金を求めます。

2 異議の理由

(1) 1時間986円の賃金では、税金、社会保険料を引き、家賃や光熱費など固定的な経費を考えると食べることに精一杯の賃金です。今年に入ってから急激な物価高騰で、それさえもままならない状況で早急な改善が必要です。

(2) 7月に行われた参議院選挙でもすべての主要政党の候補者が最低賃金を少なくとも1000円以上に引き上げることを公約して当選しており、1000円は国民全体の世論であり期待です。

(3) 何年も実質賃金が上がらないもとで、若い人は奨学金の返済、中高年は教育費や介護費用などで苦しい生活が続いています。最低賃金の引き上げは、公務員の初任給をはじめ若年層の賃金、会計年度任用職員の報酬にも反映し、多くの民間労働者の引き上げにつながり、生活の改善につながります。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、「意見書」の配付・説明がなく、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されません。これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月17日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館101

組織名 愛知母親大会連絡

代表者 中尾 裕子

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円への引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

- (1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。
- (2) 「子育て困窮世帯」の9割近くがシングルマザーです。新型コロナウイルス感染症流行前と比べて収入が減った世帯は7割、世帯年収200万円未満が57%、半数以上が非正規雇用です。

(NPO法人「キッズドア」調査結果)

非正規雇用が多い母子世帯は最低賃金の引き上げが命綱です。今年の物価高騰（特に電気代の値上がりは苦しい）は生活を直撃しています。今すぐ時給1000円以上に引き上げてほしい。

- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円（時給1,500円）以上が必要という結果がでている。
- (4) 中小企業への支援強化
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月17日

愛知労働局長 殿

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館4F

全日本国立医療労働組合（全医労）愛知地区協議会

議長 西尾 重範

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知県地方最低賃金審議会の 意見に関する異議申出書

「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知県地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、全医労愛知地区協議会は、以下のとおり『異議申出書』を提出します。

異議の内容

「愛知県地域最低賃金額—1時間 986 円の答申に異議を申し出ます」

・愛知県における最低賃金引き上げが、中央の示した目安通りの A ランク 31 円の引き上げでは、当面の千円突破を目前に足踏み状態と言わざるを得ません。今年度の引き上げで「大阪」が千円を突破し、東京、神奈川に次いで大阪の 3 都府県が千円突破となります。

愛知県は多くの産業指標が神奈川や大阪を上回っており、「製造品出荷額」全国 1 位、県内総生産（名目）全国 2 位、1 人当たり県民所得全国 2 位など）最低賃金水準が神奈川や大阪の後塵に位置し、追いかける状況では、愛知県民の労苦に報いることにはなりません！最低レベルの水準としても東京に次ぐ全国 2 位の「最低賃金」水準に引き上げるべきである。

コロナ禍の中で、あらゆる産業で厳しい状況が続いています。そんな中、とりわけ非正規雇用労働者が“いの一番”に雇用の調整弁として悪用されている実態も明らかになっています。コロナ禍の中で、2020 年度は▲35（千人）、2021 年度▲26（千人）もの非正規労働者が県内で減少しています。しかし、そんな中でも非正規労働者は 129.2 万人が働いており、全就業労働者の 36% に達しています。最低賃金の相場で雇用され、生活を強いられている労働者とその家族である愛知県民は多数存在しています。

そもそも現行の時給 955 円が、憲法に保障された最低限の生活を担保できる賃金水準ではありません。コロナ禍の中であるからこそ、思い切った最低賃金の引き上げを断行すべきです。

国の目安通りの 31 円の引き上げでは、生活水準の改善に何ら影響を及ぼす水準ではありません！むしろ、この間の円安物価上昇による生活への影響を考えると、県民生活の向上につながる引き上げ額とは到底言えません。31 円の引き上げ水準を判断した、判断基準も明確に示されていません。いかなる客観的、科学的分析のもとに決定されたのかを明らかにすること。

また、最低賃金相場を引き上げるに当り、必要な経費負担増については大企業を除き、中小企業等へは、国と県の責任で大幅な支援強化を行うことを求めます。

以上



2022年8月16日

愛知労働局長 代田 雅彦 殿

全労連 労働組合愛知地方本部
委員長 煤本國

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申立書

令和4年8月4日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

〔1〕 31円の引き上げでは、生活改善と景気回復に役に立ちません

コロナウイルス感染拡大が収まらないなかで、私たち労働者の暮らしは、大変厳しい状況にあります。ガソリン代・電気代・ガス代の値上げ、加えて多くの食料品が1割から2割程度も高くなり、私たちの生活を圧迫しています。このような情勢のなか、多くの非正規労働者は普通に暮らすために必要な賃金が支給されているとは言えません。時給契約で働く非正規や契約社員は、低賃金に抑えられ、最低賃金で働く労働者も少なくありません。全労連が実施した最低生計費試算調査によれば、若者が自立して生活するうえで必要な生計費は月額で約24万円、時間額では1,500円以上という結果が示されています。私たち全労連・全国一般労働組合は、「8時間働けば、普通に暮らせる」最低賃金額として、1500円への引き上げを求めます。日本の社会全体の経済を活性化させるために最も効果的な方法は、賃金を底上げし、消費を向上させることであると考えます。最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

〔2〕 中小企業を支える総合的な支援策を求めます

日本の最低賃金は、諸外国から比較して低賃金であることと、地域間の格差があることが「特異」であるとILOが指摘しています。IMF（国際通貨基金）も「先進国から見ても低く平均賃金比でも最低クラス」で「デフレ脱却のため全ての層で賃金を引き上げることは大きな効果がある」と指摘しています。欧州では、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられ、ドイツでは10月から12ユーロ（約1,576円）イギリスでは4月から9.5ポンド（約1,473円）、フランスでは5月から10.85ユーロ（約1,425円）となっています（※いずれも21年平均為替レート）。なかでもドイツでは政府主導の形で、10.45ユーロから12ユーロへと大幅に引き上げられることが決まりました。これは、中低所得者の生活改善を目的とするためであると言われています。日本では最低賃金引き上げのための中小企業支援が弱く不十分です。社会保険料の負担軽減などの支援も必要です。コロナ禍で苦しむ中小企業・業者に向け消費税減税も必要だと考えます。中小企業に向けて、特に重要な点として、利用がしやすく力強い支援策の拡充が不可欠です。

以上



愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

2022年8月16日

住 所 愛知県春日井市鳥居松町 5-32

ザ・ペンタゴン4階

組織名 尾張中部地区労働組合総連合

代表者 望 月

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

- (1) 物価の高騰が著しい現状に鑑み、昨年の28円に物価上昇分（少なくとも3%）を加味しないと生活が維持できない。
- (2) 先進諸国の最低賃金は、ドイツでは10月から12ユーロ（約1,576円）、イギリスでは4月から9.5ポンド（1,473円）、フランスでは5月から10.85ユーロ（1,425円）となっている。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円（時給1,500円）以上が必要という結果がでている。
- (4) 全国では、茨城・兵庫は+1円で32円、熊本は+2円で32円、秋田は+1円で31円など、目安額を上回る答申が出されている。愛知県においてもさらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がなく、その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月15日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

愛知県弥富市荷之上町六十人495番地13
障害者労働組合

後藤陽司



愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善・底上げに到底つながらない。今年は最低でも1000円への引き上げを求める。

2 異議の理由

(1) 生活必需品は4%以上の物価上昇。昨年の28円にこの物価上昇分を加味しないと生活が維持できないから。

われわれは、先に提出した意見書において、特に時給で働く非正規労働者を中心にした労働者・県民の生活改善・底上げのために最低でも1000円への引上げ、早期に1500円への引上げ、将来的には2000円への引上げを要請したが、986円では当然にそれらに及ばない。

①確かに31円引上げは過去最大の引上げである。

今年の地域最低賃金の改定は、コロナパンデミック災害下ならびにウクライナ戦争や円安による物価高騰を反映した改定額をどう決めるのかが大きな焦点である。中央最低賃金審議会では、労働者側委員は、生活必需品（基礎的支出項目）の4～6月の上昇（4.5%、4.7%、4.4%）を根拠に5%（47円）の引上げを主張した。使用者側委員は、別表4の従業員30人未満の賃上げをもとに1.5%の引上げを主張した。公益側委員は、消費者物価の上昇を考慮し、実質賃金指数を計算する場合に使用する「持家の帰属家賃を除く総合」の4～6月の数値（3.0%、2.9%、2.8%）にもとづき3.3%の引上げを提示し、8月1日、結局公益委員見解が答申となった。参考資料として、賃上げ率、物価指数、業況判断、雇用統計などが添付された。

②「新しい資本主義」の時代の最低賃金なのか。

松野博一官房長官は記者会見で「『新しい資本主義』の時代にふさわしい引上げ額の目安だ」と評価した。自民党の茂木敏光幹事長も「物価上昇に負けない賃上げが重要であり、結果を高く評価したい」と述べた。



日本商工会議所は三村会頭のコメントを発表した。客観的なデータに基づく真摯な議論がなされたことを評価したうえで「消費者の生計費に対する足元の物価上昇の影響を強く考慮する一方、企業の支払い能力の厳しい現状については十分反映されたとは言い難い」と不満を述べた。そのうえで「政府には、価格転嫁対策をより一層強力に進めていただくとともに、生産性向上に取り組む中小企業を支援する各種施策に十分な予算を確保するなど、中小企業が自発的に賃上げできる環境整備を強く求める」と要望した。

連合は「公労使が議論を尽くし、労働条件改善に資する目安が示されたことを評価する」とし、「誰もが時給 1000 円」の実現に向けて継続的な引上げと地域間「額差」の改善に努力していくという事務局長談話を発表した。全労連は「最低賃金が低い地域ほど賃金上昇率が高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる当目安は根拠も不明確であり看過することはできない」と答申を批判する事務局長談話を発表した。

上記の目安を受けた愛知地方最低賃金審議会は 8 月 4 日、愛知県の地域最低賃金を、時給 986 円とするよう愛知労働局に答申した。答申内容の審議では全会一致で結論を出した。中山恵子会長が答申を代田雅彦局長に手渡し、「厳しい社会情勢の中での審議だった」と振り返った。代田局長は「重く受け止めていただくと述べた。労働者側委員は、コロナ禍や物価上昇で苦しい状況に触れながら「過去最大の引上げ水準を形として示せたことは、前進したものだ」と前向きに受け止めている」と評価した。使用者側委員は、景気減速の懸念や中小企業の中には業績回復半ばで厳しい経営環境のところもあることを指摘して、「行政には物価高騰対策など適切な支援策を、すみやかに確実に実施してほしい」と要望した。④31 円の引上げでは物価上昇に追いつかない。

しかしながら、中央最低賃金審議会の目安通りの 31 円の引上げでは、消費者物価が上昇し、さらなる値上げが目白押しで予定されている状況で、非正規労働者などの低所得者の生活防衛には到底ならない。いまの消費者物価の上昇は「スクリューフレーション」と言われている。生活必需品中心の物価上昇のことで、「締め付け」(スクリュウ)と「物価上昇」(インフレーション)を合わせた造語だそうだ。6 月の消費者物価指数(生鮮食料品を除く総合)は対前年同月比 2.2%の上昇である。一般的に発表される消費者物価指数は「生鮮食料品を除く総合」である。これに対して、「基礎的支出項目」(食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど)といわれる生活必需品の物価上昇は 4.4%である。「選択的支出項目」(教育費、教育娯楽用耐久財、月謝など)といわれる贅沢品の物価上昇は 0.2%である。この 6 月の物価をもとに 2010 年の平均と比べると「基礎的支出項目」は 15.3%上昇しているのに対し、「選択的支出項目」は 0.1%の上昇である。家計に占める生活必需品の割合は、年収が低いほど大きく世帯年収 200 万円未満だと 58%が生活必需品で占めるという調査がある。

では、「持家の帰属家賃を除く総合」とは何か。「持家の帰属家賃」とは、持ち家によって支払わずに済む家賃のことで、自己の持ち家を自分に貸すという架空の経済取引のことである。「持家の帰属家賃を除く総合」は、「基礎的支出項目」と「選択的支出項目」の双方を含むもので、実質賃金(名目賃金マイナス物価上昇)を計算する場合に使われている。確かに労働者の生活感覚に近い物価数値なのかもしれないが、非正規雇用労働者など低所得者層を対象とする最低賃金の水準を議論する場合の指標として適切とは思われない。その意味では、中央最低賃金審議会において、労働者側委員が生活必需品である「基礎的支出項目」を根拠に 5% (47 円) の引上げを主張したことは当然である。

なお、中央最低賃金審議会において今回、A・B ランクと C・D ランクに 1 円の差を設けた理由とし

て、公益委員見解は「消費者物価の上昇率はA・Bランクがやや高めに推移していること」「昨年度はAランクを中心に雇用情勢が悪化していたが、今年度は改善していること」「地域間格差への配慮の観点から最低額の比率を上昇させていく必要があること」を挙げている。もともと「持家の帰属家賃を除く総合」は、家賃が反映するので、都市部が高く地方が低くなる傾向がある。全国平均を100とすると、おおよそ大都市は105、中都市100、小都市97、町村96という調査もある。「持家の帰属家賃を除く総合」をもとに目安を決めていけば、地域間格差は拡大するのである。

⑤愛知地方最低賃金審議会では、さらなる引き上げのための再審議を望む。

31円という引上げ額は、「スクリープレーション」と言われる、非正規労働者など低所得者層の生活を直撃する物価上昇には追いつかないものである。また、諸外国の物価上昇に対する最低賃金の引上げと比較してもまったく見劣りのするものである。

愛知地方最低賃金審議会では、審議をやり直して、既に述べた生活必需品たる「基礎的支出項目」を根拠に、昨年の28円にプラス5%（47円）、つまり75円の引上げを実現すべきである。そうすれば1030円となり、1000円も超える。

(2) 世界の最低賃金の動向は1500円以上が主流であり、2000円超えも実現していること。

諸外国では、新自由主義にともなう貧困と格差の拡大が大きな政治的、社会的な問題となり、貧困対策のひとつとして最低賃金の引上げが行われてきた。とりわけ、コロナパンデミックによる経済活動の停滞に伴い打撃を受けた低賃金労働者の生活を守るため、最低賃金の引上げは重要性を増してきた。コロナ前とコロナ後の諸外国の最低賃金引き上げ状況は以下のとおりである。このように外国では、多いところは20%以上、少なくとも5~6%の最低賃金の引き上げを行っているのである。欧州主要国に比べ日本の最低賃金は6割程度のきわめて低い水準にとどまっている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	日本
コロナ前	19/4 £8.21	20/1 €10.15	20/1 €9.35	09/7 \$7.25	20/1 ₩8590	19/10 ¥901
コロナ後	20/4 £8.72	21/1 €10.25	21/1 €9.50	22/7	21/1 ₩8720	20/10 ¥902
	21/4 £8.91	21/10 €10.48	21/7 €9.60	WDC \$16.10	22/1 ₩9160	21/10 ¥930
	22/4 £9.50	22/1 €10.57	22/1 €9.82	LA \$16.04	23/1 ₩9620	22/8 ¥961
		22/5 €10.85	22/7 €10.45	SF \$16.99		
			22/10 €12.0			
円換算(7月 22日レート)	1602円 £=168.68	1537円 €=141.63	1699円 €=141.63	2350円 \$=138.34	1028円 ₩=0.1069	961円

先の意見書でも指摘したが、アメリカでは、2021年1月にバイデン大統領が連邦最低賃金を15ドル(2,075円)へと引き上げる方針を表明するとともに、同年4月には、連邦政府と契約する業者の従業員の最低賃金を現在の時給10.95ドルから時給15ドルに引き上げる大統領令に署名した(各連邦政府機関は、2022年3月30日までに新規の契約内で時給15ドルの最低賃金を実施しなければならないとされている)。さらに、多くの州・市では大幅な引き上げが行われている。時給15ドルを採用している州・市においても今年になって引き上げをすることが多い。7月から引き上げが行われた、ワシントンDC16.10ドル、ロサンゼルス16.04ドル、サンフランシスコ16.99ドルを表に記載した。シカゴは15.40ドルになった。これらの市の最低賃金は物価連動である。ハワイ州は7月現在10.10ドルであるが、2022年10月に12ドル、2024年1月に14ドル、2026年1月に16ドル、2028年1月に18ドルと段階的に引き上げることを選定した。

フランスは、今年5月から時給10.85ユーロ(1537円)に引き上げられたが、物価スライド制を採用しているからである。3月の低所得者層(収入が下位20%の世帯)の消費者物価指数が、前回の改訂基準となった2021年11月の指数に比べ2%を超える上昇率を示したからである。

ドイツは、2022年10月から12ユーロ(1699円)になるが、これは2021年11月に成立したシュルツ連立政権の政策協定によるものである。

図にはないが、オーストラリアでは、7月から21.38豪ドル(2013円)に引き上げられている。なお、オーストラリアでは、最低賃金の詳細は労働者の種類と年齢によって違う。労働者は、Casual(カジュアル)、Fulltime(フルタイム)、Parttime(パートタイム)に分けられている。カジュアル労働者は最高額の時給を受ける場合がほとんどであるが、福利厚生を期待することが出来ない。カジュアル労働者は、大抵以下のような事情がある。1週間の労働時間が未定、シフト変更の可能性大、病気休暇と有休の取得が不可、理由もなく解雇される可能性がある、というもので、このようにカジュアル労働者の雇用条件は非常に不安定なため、その分フルタイム労働者より最低賃金が25%高く設定されている。

このように、これら諸外国の最低賃金は、物価高騰を受けて大幅に引き上げられ、中には時給2000円超えも実現しているが、日本及び愛知県の最低賃金の引上げは、まったく低水準で、物価高騰を正に反映していないのである。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも、月額24万円(時給1,500円)以上が必要であること。

(4) 生計費調査の実施、審議にあたって、愛労連の「最低生計費調査」結果が、「地域の労働者の生計費」の資料として採用されていないこと。

(5) 最賃近傍で働く労働者の声を反映させるために、青年、女性、非正規労働者からの幅広い労働者県民の意見陳述が実現されていないこと。

(6) 愛知県最低賃金専門部会の議事録及び専門部会の全面的公開がなされていないこと。

(7) 中小企業への有効な支援強化策が具体化されていないこと。

(8) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円などであるが、さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について、8月4日の審議会では、毎年実施されてい

る「意見書」の配付・説明がなかった。その理由の説明もなかった。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないか。また、9745 筆の署名とその項目に対する審議も説明されなかった。

これらの理由について、8月22日の審議会で説明し、今後の対応について説明せよ。

2022年8月16日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様



住所 豊橋市中柴町100-1

組織名 東三河労働組合

代表者 議長 伊藤 英一

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会は、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定を答申しましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

過去最高の改正額という点は一定評価します。しかし、異常な物価高騰のなかで986円への引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げを求めます。

2 異議の理由

(1) 中部電力によれば、2021年8月分電気料金(モデルケース)6,615円。2022年8月分は8,747円。電気代だけでも2,132円の負担増。ご承知のように1万8千品目を超える商品が値上げ。価格平均14%上昇とNHKが報道しています。

986円÷955円=1.032 つまり3%程度の最賃値上げ答申です。

全品目が値上げとは言いませんが、14%上昇に対し、最賃3%はいかがなものでしょう。

(2) 中小企業への支援策を強く要望します。それと並行して最賃アップを計画的にスピード感をもって実行することが経済を好転させる良い政策だと考えます。この両方があってこそ多くの国民が「健康で文化的な最低限度の生活」を享受できることになると考えます。

(3) 全国では目安額を上回る答申が出されています。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求めます。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。私たちの声が、実態が無視されたと感じました。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。

2022年8月13日

愛知労働局長
代田 雅彦 様

愛知県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 渡邊 一
住所 名古屋市熱田区沢下町 9-3

2022年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月4日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を31円引き上げ、986円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は59円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配布・説明が全くありませんでした。愛知県医労連としても意見書を出しましたが、なぜ配布や説明がないのかの説明もなく、非常に残念な思いです。意見を求めておきながら、その取扱いについて一切触れないのはあまりに不誠実な審議会です。
4. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



愛知労働局

局長 代田 雅彦 様

2022年8月11日
外国人実習生SNS相談室
室長 樽松佐一

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書

現在国内には35万人もの外国人技能実習生が働いています。私は昨年1年間に91件126名の外国人実習生から相談を受けましたがその多くが最低賃金で契約しています。岡崎労基署から不払い賃金で指導を受けた会社の実習生は一日7時間30分、年間267日勤務で基本給159,366円でした。一時間あたり955円でピッタリ最低賃金でした。

昨年2億円の脱税で処分された一宮市の大手監理団体Aの実習生は豊田市の解体業で契約書には154,215円×12カ月÷2015時間で一時間926円とその年の最低賃金でした。彼はこの時給でアスベスト作業をさせられていました。ここから税金2,860円、社会保険料22,361円、雇用保険料622円、家賃12,000円を控除し、手取りは117,648円。二年目からはさらに住民税10%が控除されます。手取りは10万～11万円程度となります。

ベトナム人実習生は送り出し手数料として100万円ほどの借金をしてきますので、ここから毎月3万円ほどを返済しています。家族への送金をすると5万円ほどしか残りません。ほとんど食費として使い、寮と会社の往復で日本人と交流することはほとんどありません。

技能実習制度では賃金は「日本人と同等以上」とされていますが、その実態は最低賃金が適用されると言っているに過ぎません。トヨタによる下請け単価の引き下げに苦しむ愛知の中小企業に「安い労働力として貢献」してもらっています。これが技能実習制度の目的とする「国際貢献」の実態です。

35万人もの外国人が最低賃金で働くこと周りの日本人非正規労働者の賃金水準を下に引っ張ることになります。以前派遣切りされた労働者は会社から「お前なんかより、こっちの外国人の方がよく働く。何でお前の給料を上げないといけないんだ」と言われて、以来外国人に対するヘイトスピーチをしています。

運用要領には外国人実習生の居室は「一人当たり4.5㎡以上」と定められています。個室という規定はありません。実習生の多くは3年間で2人から3人で生活しています。これで家賃を月2万円程度に抑えているのが実態です。先のAでは2段ベッド、一部屋6人で月3万円の家賃を請求していました。まさに貧困ビジネスと同じです。数年間の出稼ぎだからがまんしています。



実習生は100万円を持ちかえれば為替差益で母国では5倍、10倍の実質価値になるから家族のためにがまんして働いています。しかし日本で生活を続けるとそうはいきません。3年で100万円貯めてもこの物価高で、すぐになくなってしまいます。派遣社員でも3人部屋の社員寮などありません。最低賃金では5万円のアパート代を払えば残りはわずかです。結局住むところも親に頼らざるをえず、結婚率も下がる一方です。

日本国憲法は「健康的で文化的な最低限度」の生活を保障しています。日本に住み続ける労働者は誰でも8時間働いたらまともな生活ができる最低賃金が必要です。そのためには、当面一時間1,500円が急務となっています。

2022年8月10日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

愛知県労働者学習協議会
会長 青山 浩

住所 名古屋市熱田区沢下町9-3 308
電話 052-883-6960

2022年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1、異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

2、異議の理由

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。
特に、医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2022年8月10日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住所 知立市東栄3-25
組織名 西三河地域労働組合総連合
代表者 足立 勝彦

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出します。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は最低でも1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

(1) 現在の3%程度の物価上昇の中で、昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。

(2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)への引き上げがなされている。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要である。

(4) 中小企業への支援強化が具体化されていないこと。

(5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円などであるが、さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について、8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会でも説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月10日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-3
組織名 愛知はたらくものの
いのちと健康を守るセンター
代表者 猿田 正機

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出します。

記

1 異議の内容

現在の物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年も最低でも1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

- (1) 現在の3%程度の物価上昇の中で、最低でも昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。
- (2) 世界の最低賃金の動向を見ると、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)への引き上げがなされている。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも、月額24万円(時給1,500円)以上が必要である。
- (4) 中小企業への支援強化が具体化されていないこと。
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円などであるが、さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について、8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、8月22日の審議会でも説明し、今後の対応について説明してください。





名タ協発第20号
令和4年8月18日

愛知労働局長
代 田 雅 彦 様

名古屋タクシー協会
会長 天野 清



異議申立書

令和4年8月4日付、愛知労働局一般公示第46号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」への異議申立書を提出します。

《異議の内容及び異議申し立ての理由》

- (1) 愛知県最低賃金額を1時間「986円」とする改定意見については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が甚大であるタクシーの経営状況及び通常の事業の賃金支払い能力にないと認められることから容認できない。
- (2) 令和2年2月頃から影響の出始めた新型コロナウイルス感染症感染拡大が直撃した結果、タクシーの営業収入等の輸送実績（別添）は長期に、かつ、深刻な状況にあることはタクシー始まって以来の危機的な状況であり現在でも継続していること。
- (3) 厚生労働省の雇用調整助成金を活用して運転者の雇用を維持するとともに、売上が期待できない状況下にあっても公共交通の役割及び使命を果たすべく、運行継続を図って利用者の生活を守って参りました。令和4年度に入り、ここ最近の稼働している車両の一台当たりの売上は回復傾向にありますが、これは単に稼働する車両が減少することによる事象であって需要の回復を示すものではない。問題は、休業する運転者及び車両が多くなると必然的に車両の稼働率が低下して会社全体の総売り上げが減少することであり、経費に占める人件費比率が高いタクシーにあつては、特に中小のタクシーの現状は、人件費以外のタクシーの運転資金を全体の総売り上げから確保することが難しいことにあります。加えて、配車アプリ決裁やクレジットカード等のキャッシュレス化の浸透が現金収入（未収運賃）を減少させ、直近の賃金支払い及び賃金改善に必要な十分な現金・預金の手持ち資金の確保が困難になりつつあります。
- (4) ここ最近の諸物価高騰はタクシーのコスト増に大きくのしかかり、なかでも燃料価格の高騰は、元々利益率の低いタクシーの経営環境をさらに悪化させる結果となり、事業継続が著しく困難になる恐れがあることから、運賃改定を求める動きが日増しに大

きくなり、本年3月31日には最初の運賃改定申請が提出され、最終的には車両数ベースで名古屋地域の93%を超えるタクシーから運賃改定申請が提出され、国土交通省中部運輸局は同7月13日付で運賃改定の必要性を公表（別添）して審査が開始されるに至った。

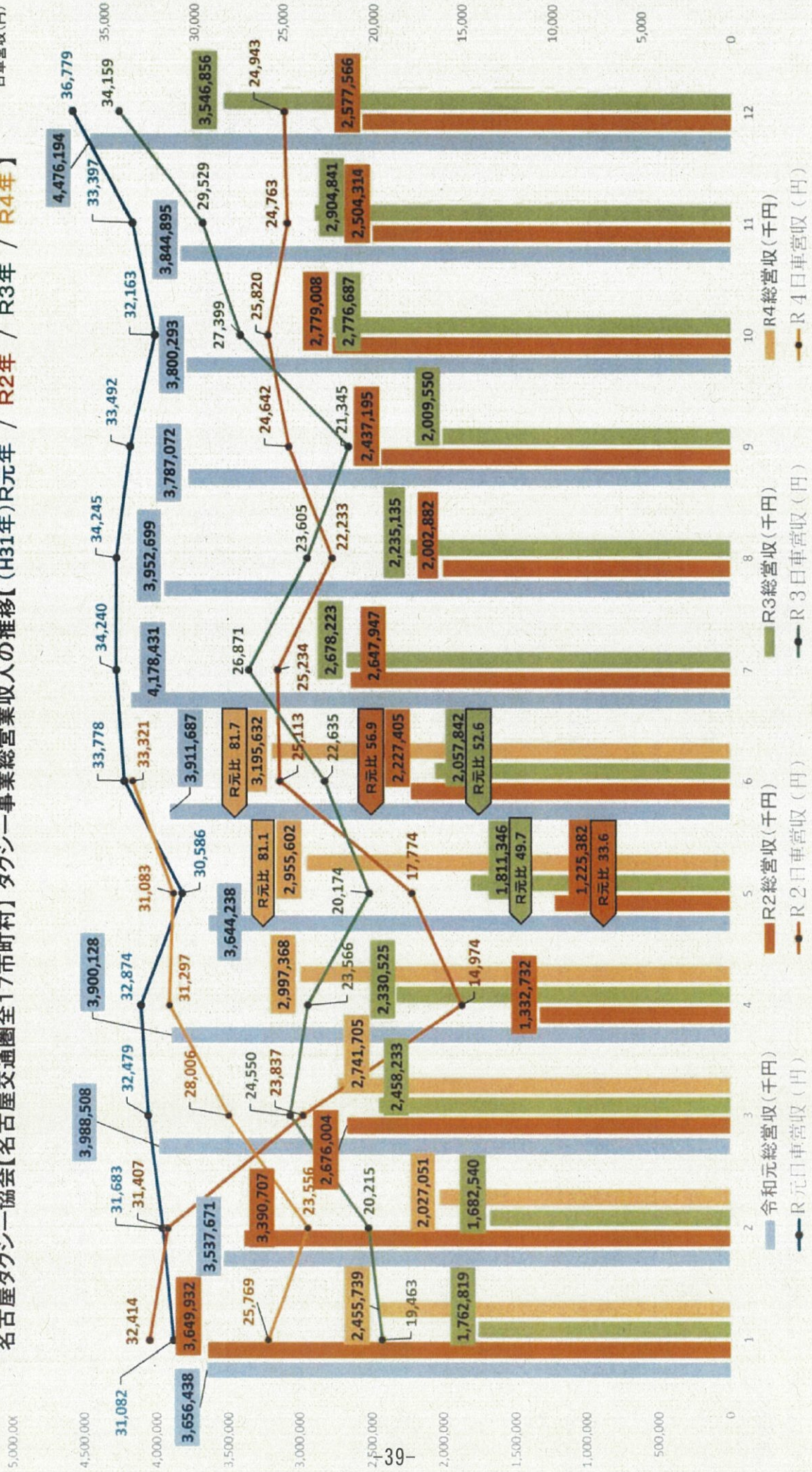
- (5) 燃料価格高騰以外にも、利用者サービス改善のためのアプリ配車やユニバーサルデザイン車両の導入等の設備投資への資金繰りに加えて、最低賃金、社会保険料の負担増等、タクシーの経営努力による合理化及び経営改善に限界があること。さらには、新型コロナウイルスの感染拡大とともに企業のリモート勤務が常態化するなど社会全体の行動変容が著しいことから、今後の需要回復に期待することは難しいことが指摘されるなど、タクシーの経営改善及び公共交通の運行維持を図るために運賃改定が必要なことを国が認めたこと。
- (6) ここ最近、毎年引き上げられる最低賃金に対して、最低賃金引き上げを理由にした運賃改定申請を据え置いて経営努力で耐え凌いで来たが、長期にわたるコロナ禍で落ち込んだ経営を立て直す今回の運賃改定申請において最低賃金引上げ原資が確保できたとしても、今後、毎年最低賃金の引き上げが継続することにより、収入が伸び悩むリスク、燃料価格高騰等の物価上昇のリスク等、最低賃金の支払い能力を超えたコストだけが増加する結果となれば、今回の運賃改定で経営改善を図ることが困難となり、再度運賃改定申請を必要とするなど、コロナ禍で収益が激減しているタクシーの経営は危機的な状況を招くリスクが大きい。また、運賃改定については、利用者の理解は到底得られないことから、運賃改定の度に利用者の逸走が顕著となり、結果、最低賃金引上げ原資がより一層減少することが懸念される。
- (7) タクシーは公共交通機関として位置づけられており、高齢者や障害者だけでなく観光や日常生活における利用など地域の移動インフラ・社会インフラとして機能している。タクシーは公共交通ではある一方、タクシーの担い手である運転者の賃金・最低賃金は企業経営の責任において支給されている。民間企業の経営努力で国民の移動及び生活を守るため運行維持及び機能維持を図っているが、原価に占める人件費比率の大きいタクシーにあっては、他産業との比較においてもその影響は甚大であり、また、コロナの影響が著しいタクシーにあっては、支払い能力においても最低賃金を改定する時期にないこと。現状においても資金繰りが難しいなか、今後、借入金の返済等新たな資金繰り対策などが必要となり、最悪、事業継続を断念するタクシー会社や運転者の雇用を打ち切るタクシーが懸念され、公共交通崩壊の危機的な状態に陥ることを防止するためにも、他産業と同一の最低賃金改定プロセスを改め、コロナの影響が大きい業界に対する異常時限定の改定決定プロセスを経ることを強く要望する。
- (8) 国レベルでコロナの影響が著しい公共交通の運行維持及び機能維持に関する支援は一切行われておらず、感染防止対策などの支援や地方公共団体の一度限りの1台〇円（多くても1台数万円程度）とする支援などに限られ、緊急事態宣言等の度に繰

り返された飲食店などに対する営業自粛要請に伴う経済支援の規模及び額ともに大きな隔たりがある（地方公共団体の支援の財源は多くの場合国の交付金が活用されているが、交付金を通じて国の責任を地方の責任に置き換えているだけでもあり、国が公共交通の運行維持を支援するものとは認められない）。公共交通の運行維持を民間企業の経営に委ね、その一方で最低賃金の大幅改定等政府の施策・政策が公共交通の高コスト化を進め、公共交通の運行維持にコミットしない方針は支持できない。

- (9) ついては、公共交通としての使命を担い、タクシーの運行維持及び運転者の雇用維持を最優先している民間企業が経営するタクシーに対して、エッセンシャルサービス、エッセンシャルワーカーとしての評価に相応しい、適正、かつ、社会的な評価と一体となった、公共交通の最低賃金のあり方、支援方策、改定審議のプロセス等のあり方とともに、公共交通の最低賃金の改定決定が論じられるべきである。そのような仕組みや議論がない最低賃金の改定決定には強く反対する。
- (10) 以上、中小企業が大半を占めるタクシーにあっては、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」について、タクシーがコロナ禍の異常な状態にあることは明白であることから「通常の事業の賃金支払い能力」があるとは認められない。前記の通り、コロナ禍の異常事態における審議が不十分であると思われること。従って、中小企業を廃業に追いやる懸念及び公共交通の崩壊を招く懸念のある最低賃金の引き上げに対して断固反対します。
- (11) コロナ禍におけるタクシーの極めて厳しい経営環境にご理解いただくとともに、公共交通であるタクシーの役割や社会的にも必要な移動手段であることを最低賃金改定審議に反映されたい。全産業（特定7業種除く）一律的な最低賃金引き上げの方法を改め、また、県下一円を対象とすることなく、地域のタクシーの個別の経営状況とともに、公共交通の運行維持及び運転者の職場を守ることを主眼に置いた改定決定を要求します。特に、コロナ禍にあって著しく営業収入が落ち込んでいる業界にあっては、通常時の最低賃金改定プロセスに拘らない異常時における柔軟な改定審議及び改定決定が行われるべきであり、コロナ禍が長期化している現状を十分に踏まえた改定決定ではなく、改定ありきの改定決定であることを指摘する。
- (12) なお、万が一にでも、タクシーの最低賃金を改定する場合にあっては、タクシーの最低賃金改定を支援する国の助成措置等、公共交通の運行維持に必要なタクシーの最低賃金改善独自支援制度の創設について要望します。また、国レベルのタクシーへの独自支援に加えて、地方レベルの独自支援について愛知県当局への働きかけ及び地方における人材確保対策の連携等労働行政からの側面支援にご理解とご協力を賜りたい。

名古屋タクシー協会【名古屋交通圏全17市町村】タクシ-事業総営業収入の推移【(H31年)R元年 / R2年 / R3年 / R4年】

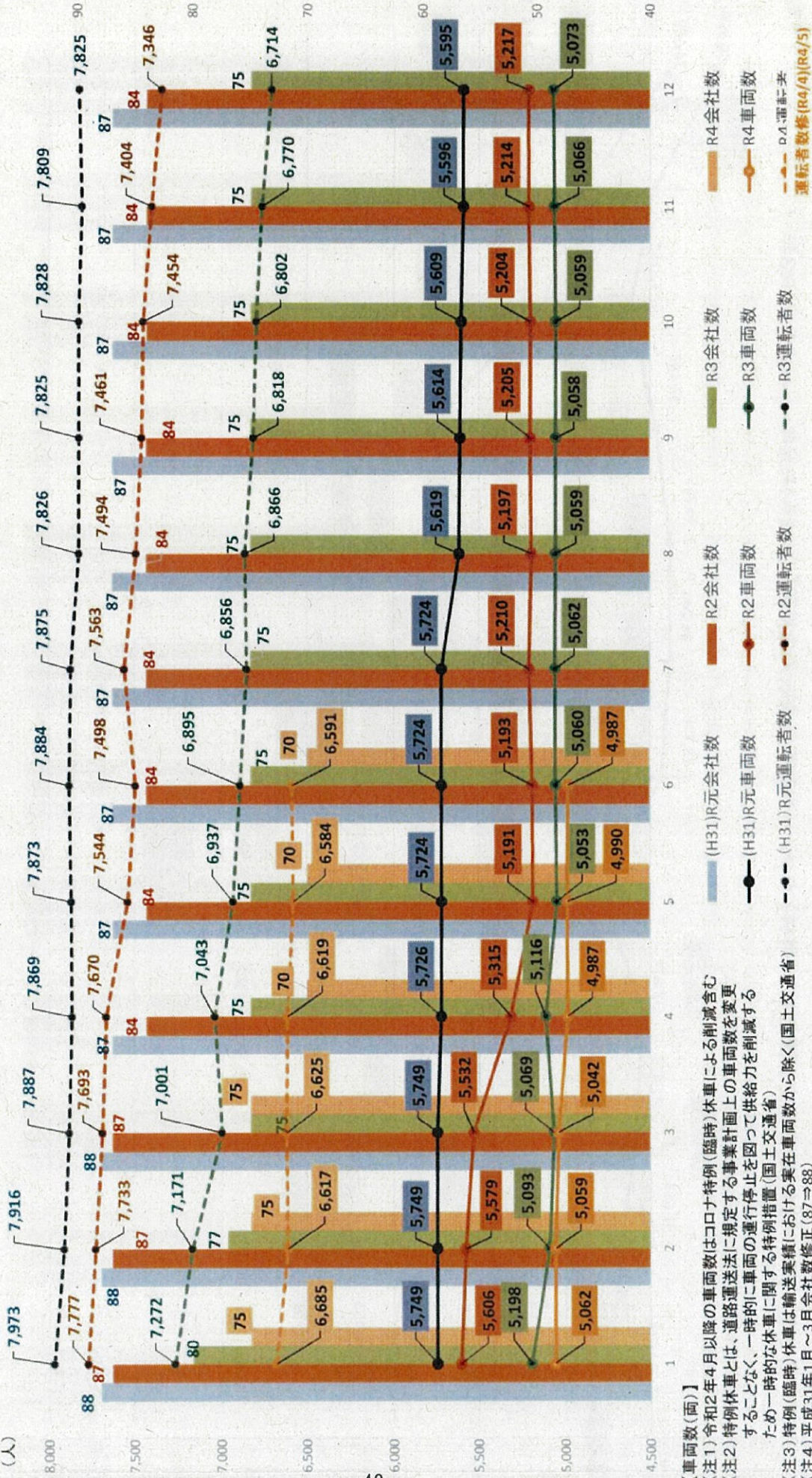
日車营收(円)



■ 令和元総营收(千円) ■ R2総营收(千円) ■ R3総营收(千円) ■ R4総营收(千円)
● R元年日車营收(円) ● R2日車营收(円) ● R3日車营收(円) ● R4日車营收(円)

名古屋タクシー協会【名古屋交通圏全17市町村】(会社数)(車両数)(運転者数)の推移【(H31)R元年 / R2年 / R3年 / R4年】
 【会社数】

8,500
 【運転者数】
 (人)



【車両数(両)】

(注1)令和2年4月以降の車両数はコロナ特例(臨時)休車による削減含む
 (注2)特例休車とは、道路運送法に規定する事業計画上の車両数を変更することなく、一時的に車両の運行停止を図って供給力を削減するため一時的な休車に関する特例措置(国土交通省)
 (注3)特例(臨時)休車は輸送実績における実在車両数から除く(国土交通省)
 (注4)平成31年1月~3月会社数修正(87⇒88)

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 江口、北口、松本
Tel 052-952-8036

名古屋地区タクシーの運賃改定「必要」と判断

令和4年3月から6月にかけて、名古屋地区の法人タクシー事業者からタクシー運賃改定要請があり、運賃改定要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、名古屋地区の法人タクシー事業者の全体車両数の7割以上に達したため、運賃改定要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の検討にあたって、運賃改定要請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度（平成31年1月～令和元年12月）の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判定したものです。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

記

1. 運賃改定要請受付期間

令和4年3月31日～令和4年6月30日

2. 運賃改定要請状況

(1) 要請事業者数	60者	(地区法人事業者数	70者)
(2) 要請事業者車両数	4,878両	(地区法人車両数	5,232両)
(3) 要請率	93.23%		

3. 運賃改定要請の内容（普通車距離制運賃抜粋）

(1) 初乗運賃 0.9～1.031km 500～600円

※現行上限運賃 1.031km 450円

(2) 加算運賃 177～293m 90～100円

※現行上限運賃 231m 80円

【参考】

■標準能率事業者の選定基準

・次の基準に該当する者を除いた者を標準能率事業者とする

1. 原価標準基準

- (1) 1人1車制個人タクシー事業者及び小規模個人経営者（5両以下）
- (2) 3年以上存続していない事業者
- (3) 最近の事業年度（1年間）の期間中に事業の譲渡、譲受若しくは合併した事業者又は長期にわたって労働争議のあった事業者
- (4) 決算期を変更したため、最近1年間の実績収支の確定のできない事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業を営む事業者にあつては、全事業営業収入に対する乗用部門の営業収入の割合が50%に満たない事業者
- (6) 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者

2. サービス標準基準

- (1) 事業用自動車の平均車齢が、当該運賃適用地域の全事業者の平均値に比較して、特に高いと認められる事業者
- (2) タクシーサービスの著しく不良な事業者
- (3) 安全運行を怠り、事故を多発している事業者

3. 効率性基準

- (1) 運賃適用地域の事業者のうち、年間平均実働率の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者
- (2) 運賃適用地域の事業者のうち、生産性（従業員1人当り営業収入）の水準が、当該地域内の全事業者の上位から概ね80%の順位にある水準以下の事業者

2022年8月18日

愛知労働局長 代田 雅彦 様

名古屋ふれあいユニオン
運営委員長 鶴丸 周一郎
〔事務局〕〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目16番17号
花車ビル南館11号
TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

異議書

2022年8月4日付けで答申があった愛知県最低賃金改正決定に関する事項について以下の通り異議を申し出ます。

1. 異議の内容

愛知県最低賃金時間額を986円に改正決定する旨の答申について異議を申し出るとともに、最低賃金額986円を1000円以上に引き上げるよう求めます。

2. 異議の理由等

- (1) 当労組は愛知地方最低賃金審議会に対し、2022年7月19日付けで、最低限度の生活には時給1500円必要であり直ちに1000円以上に引き上げること、最低賃金を全県一律で引き上げること、中小企業に対し必要な支援策を講じること等を求める「意見書」を提出しています。

ところが、8月4日に開催された審議会においては、「意見書」について一切説明もなく愛知県最低賃金の決定に係る答申がなされました。これでは「意見書」を検討した上で答申なのか全く不明であり、そもそも意見書を検討材料とする姿勢すらないのであるかと疑わざるを得ません。

コロナの影響や、ガソリン代・電気代などをはじめとする諸物価の高騰により、経営に多大な負担を強いられている中小企業や個人事業主の方々が少なくないことは、容易に想像できます。また、そのような中の最低賃金引き上げは、企業にとって相当程度の努力が必要であることは理解します。しかし、同時に、物価が上がっているのに最低賃金が上がらなければ、消費の活性化につながらず、経済が落ち込む一方ではないかとの懸念も拭えません。

適切な行政支援を行い、中小企業や個人事業主の方々に負担にならないように、そして労働者の生活も守られるように再度審議した上で、最低賃金の答申をするよう求め



ます。

(2) 当労組は同じ「意見書」で、最低賃金決定の審議に際し意見陳述の場を設けることも求めています。しかし、残念ながら、意見陳述の場もないまま、愛知県最低賃金の改正決定に係る答申がなされました。

最低賃金で生活している労働者や、実態を知る労働組合の声を聞いた上で、適正な最低賃金を審議するよう再度求めます。

(3) なお、8月22日に行われる最低賃金審議会においては、「意見書」及び「異議書」についてどのように検討し判断がなされたのか、具体的説明を求めます。

以上

2022年8月15日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住 所 名古屋市北区柳原3-7-8

組織名 革新県政の会

代表者 樽松 佐一

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

2 異議の理由

- (1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。
- (2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果がでている。
- (4) 中小企業への支援強化
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実は審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会でも説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月15日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

住 所 名古屋市北区柳原3-7-8

組織名 革新市政の会

代表者 早川 純午

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円への引き上げをもとめます。

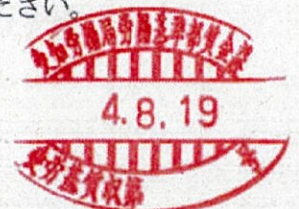
2 異議の理由

- (1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。
- (2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果がでている。
- (4) 中小企業への支援強化
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実は審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。



愛知労働局長 代田 雅彦 様

2022年8月19日

愛知県名古屋市中村区椿町 20-15 国鉄会館 6 階
国鉄労働組合名古屋地方本部
執行委員長 土谷

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し上げます。

記

1. 異議の内容

物価高騰の中で986円では到底、生活改善にはつながりません。今年は1000円以上への引き上げを求めます。

2. 異議の理由

- (1) 少なくとも3%程度の物価上昇で昨年の28円に物価上昇分を加味しないと憲法に定められた人間らしい生活が維持できないと考えます。
- (2) 世界に目を向けると、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)等となってきました。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果が出ています。
- (4) 改定に相応しく中小企業への支援を抜本的に強化してください。
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されています。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円等となっており、改めて貴審議会での審議を求めます。

3. 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について、毎年実施されている「意見書」の配付・説明が無かったと聞きます。意見を求めておきながら、その取扱いについて一切説明をしないことはあまりに不誠実ではないでしょうか。これらについて22日の審議会で説明し、対応を求めます。

以上



愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

知立市東栄3-

全トヨタ労働

代表者 若月

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりませんので、今年は1000円への引き上げを強く求めます。

2 異議の理由

(1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない情勢を酌んでください。

(2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)と引き上げています。世界で最も低い日本の賃金を引き上げるよう求めます。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が「文化的な生活を営む」に必要なのです。

(4) ネットとなっている中小企業への支援を抜本的に見直してください。

(5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円、佐賀・青森・新潟は+2円で32円、青森・新潟は+1円で31円などです。さらなる審議を求めます。

以下説明を求めます。

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。

これらの理由について、22日の審議会でも説明し、今後の対応について説明してください。



2022年8月18日

愛知労働局長 代田 雅彦 様

名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館407
愛知地域労働組合きずな
執行委員長 城下 英一

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

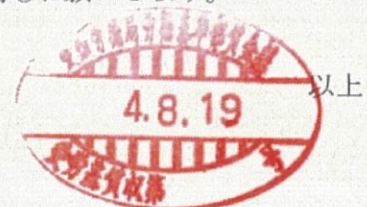
愛知地方最低賃金審議会は、2022年度の最低賃金について、時間給を31円引き上げ、986円に改正改定する答申を行いました。愛知県では中央最低賃金審議会の目安通りで、1円の上積みもありませんでした。私たちは「最低生計費調査」を通して、1人暮らしの青年がまとも暮らしには、全国どこでも月額24万円以上が必要であり、それを時間額に換算した1,500円の最低賃金実現を求めてきました。今回の引き上げ額は、労働者の生活実態からあまりにもかけ離れており、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減や物価高騰から労働者の生活を守る引き上げレベルとは程遠いものとなっています。

今年の春から相次ぐ食料品の価格引き上げは、10月以降が最も多く予定されており（帝国データバンク）、可処分所得の急激な減少で家計がさらに苦しくなっていくことは明白です。こうした実態を加味した引き上げ額の決定が必要です。さらに、「総務省や日銀の調べで、物価高は低所得世帯ほど家計の重荷になっていることが裏付けられた」（共同通信、8月13日）という報道もあり、今こそ生活できる最低賃金の実現が求められています。

今回の県最低賃金審議会の答申額は、最低賃金の影響を最も受けるパートや臨時、派遣など、「賃金が低廉な」非正規雇用の労働者にとっては、非常に厳しい結果になりました。中小零細企業には労働組合のないところが多く、会社側と交渉できる職場は限られています。そのため最低賃金の引き上げが、そのまま給料の引き上げにつながっているところも多くあります。こうした厳しい生活実態の中だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要でした。

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配布や説明がありませんでした。中央最低賃金審議会の答申では、目安の提示とともに、「今後は、各地方最低賃金審議会でも、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行う」とありますが、労働者・市民からの意見や要望はどのように「意見等も踏まえた」審議に反映されたのでしょうか。労働者の生の声や実態が委員の方に直接伝わる「意見陳述」の場も必要と考えます。特に最低賃金の影響を最も受ける、中小零細・非正規労働者の意見陳述の機会こそ必要です。労働者の生活の改善、特に「賃金が低廉な労働者」の生活の向上を図るため全般的な議論を行う最低賃金審議会でも、実態に即した議論、公開された審議の開催を求めます。

あわせて、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備（生産性向上や公正取引）や事業継続のための支援策についての議論をより深め、政府への要請もお願いします。



2022年 8月17日

愛知労働局長
代田 雅彦 様

北医療生協労働組合
執行委員長 小島 誠
名古屋市北区上飯田北
FAX (052) 915-45

2022年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月4日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を31円引き上げ、986円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

1、異議の内容

愛知県民の命と健康、人間らしい暮らしの実現のために、今年の最低賃金は1000円として下さい。

2、異議の理由

(1) 第一の理由は、新型コロナのもとで医療崩壊、介護崩壊が起きないように、その背景にある人手不足の解消にきちんと手当てをしてほしいということです。

私たち医療・介護労働者は、新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況であっても命と健康、健やかな生活を守るために、最前線の現場で働いています。しかし、医療労働者、介護労働者の賃金水準は全産業平均に比べて著しく低く置かれており、そのことを背景にどの医療機関、介護事業所でも人手不足は深刻な状態です。採用募集をおこなっていても応募はほとんどありません。そうすると、現在のスタッフで業務を回さないといけないため、残業が多く休みはなかなかとれません。さらに新型コロナの感染予防対応に身心をすり減らし、職場を去る仲間が続いています。愛知県労連のアンケートでも「退職を考えたことがある」と答える人が7割あるという深刻な状況です。政府が先だって、医療・福祉労働者の賃金改善に補助金を実施しましたが、これまでの賃金水準があまりに低いため職員募集には効果は出ていません。

今回の愛知地方最低賃金審議会の最低賃金改正意見ではわずか31円の引き上げという内容です。これでは人手不足の改善には到底なりません。人手不足の現状に対して有効な手立てがとられないままに新型コロナウイルスの感染拡大がさらに広がった場合、医療崩壊、介護崩壊を来すことは明らかです。

(2) 第二の理由には、現在の驚くばかりの物価高により生活水準の悪化をくい止めるためです。

物価上昇は少なくとも3%程度と言われており、昨年の引き上げ額28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できません。食品や生活用品を買わずに我慢するわけにはいきませんから、労働者の購買力に直接手当てすることが必要です。

このことは、「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と謳う最低賃金法の本旨にも適うものです。貴職の権限で再審議を行い、愛知県民の命と健康、人間らしい暮らしの実現のために、今年の最低賃金を1000円とする改正にご努力いただくようお願いします。

(3) 8月4日の愛知地方最低賃金審議会では、審議会への「意見書」の配付・説明が行われず、その理由説明もなかったと聞いています。愛労連提出の署名に関する審議もなかったと聞いています。

私たち北医療生協労働組合は、愛知地方最低賃金審議会・中山恵子会長宛に意見書を提出した当事者として、そして最低賃金改善の署名に取り組んできた者として、このような県民の意見を閉ざした審議は独善であると言わざるを得ません。今回の「答申」が果たして公正なものと言えるのか甚だ疑問を抱くものです。

8月22日の審議会において、意見書、署名を公開せずに審議した理由を説明し、今後の対応について説明してください。

以上



2022年8月18日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

愛知県医労連 南医療生協労働組合
名古屋市南区三吉町5丁目47番地
ニューマンション丸由1階A号室
中央執行委員長 原 真理子 (公印省略)

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

去る2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、2022年10月1日から、最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し出ます。

記

1 異議の内容

物価高騰の中で、986円の引き上げでは、生活改善に到底つながりません。
今年は、1,000円以上への引き上げを求めます。

2 異議の理由

(1) 少なくとも3%程度の物価上昇。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できない。

(2) 世界では、ドイツで、10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスで、4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスで、5月から10.85ユーロ(1,425円)の最低賃金引き上げが実施されている。

(3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果がでている。

(4) 中小企業への支援強化

(5) 全国では目安額を上回る答申が出されている。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円など。さらなる審議を求める。

3 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実は審議会ではないでしょうか。また、9,745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明して下さい。

以上



愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
愛労連事務局長 竹内 創**2022年度愛知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出書**

愛知労働局一般公示第46号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」(令和4年8月4日)に関して、以下の通り異議申出を行います。

【異議の内容】

1. 本年10月1日から愛知最低賃金を1時間986円という改正決定に意義があります。
2. 愛知最低賃金審議会の持ち方に異議があります。

**【異議を申し出る理由】****(1) ケア労働者は最低賃金近傍で働いている 今期1000円の引き上げを**

①. 政府は、看護職員や介護労働者、保育士、学童保育指導員など賃上げを実施したが、その実態は対象機関や職種が限定的なこと、使用者が申請しないなど消極的であり、実際の賃上げは極めて限定的です。「政府の賃上げ一桁足りない」の怒りや不満が現場からおこっています。政府の賃上げ施策では他産業との8万円程度の賃金格差の溝は埋まりません。

医療・介護・保育サービスの対価は政府が決めるため、人手不足でもパートタイムや、派遣契約、アルバイト雇用など非正規が多く、国家資格を有する専門職でありながら最低賃金または最低賃金近傍で働く非正規職員によって現場は支えられています。

医療・介護・保育・福祉のケア施設はパンデミックの多大な影響を受けており、とりわけ高齢者施設の死亡者数の占める割合は高くなっています。コロナ感染拡大に起因する身体的・精神的負担の増大と合わせて、低賃金によりケア労働者が専門職に留まる意欲を失わせ、離職率のさらなる上昇が懸念されています。

最低賃金愛知986円(10月1日予定)で働いた場合の給与は、1日の労働時間8時間 1か月の労働日数:23日(週休2日)額面給与は181,424円です。社会保険料など差し引くと15万円弱であり、この賃金では憲法25条で保障された最低な生活は保障されません。

新型コロナの感染拡大と円安の影響を受けて生活必需品の価格が上昇し、低所得層の生活はさらに厳しくなっています。31円の引き上げでは物価上昇による負担増が解消される状況には至らず、「まずは生活できる水準にあげることが必要」で、今期1000円の引き上げを求めます。

②. 最低賃金の引き上げを実現するためには、中小企業支援が欠かせません。コロナ禍で苦しむ中小企業への支援を強めることが、労働者の雇用の確保、賃金の底上げを可能にし、地域経済を豊かにすることにつながります。日本の労働者賃金は全般的に下落し、中小企業は廃業に追い込まれたのに対し、日本の大企業は利益を増やしており、大企業に応分の税負担等抜本的対策を審議し、国へ意見を進言すべきです。

(2) 1000円へのプロセスを明確に

①. 8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配布、説明がありませんでした。「意見公示」をしておきながら県民の「意見」を軽視しており由々しき事態であり、8月22日に行われる審議会会で釈明を求めます。また、全国の多くで実施されている非正規で働いている人など労働者が意見できる場の設定を求めるものです。

②. 審議会では1000円到達のプロセスがみえません。全国で経済力第2位の愛知県ですが、1000円を超えている東京・神奈川・大阪に届いていません。政府は「新しい資本主義」の実現で2025年度に全国平均で時給1000円以上と先です。愛知最低賃金1000円の実現へプロセスを示してください。

以上

2022年度愛知県最低賃金額改正に係る 愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て書

政府は最低賃金の引き上げについて、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」の中で、「景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む」としています。急激に進む物価高も背景に、中央最低賃金審議会からは A ランクにおいては 31 円の引き上げ目安額が示され、愛知地方最低賃金審議会では 31 円引き上げの答申が出されました。過去最高額となり、全国平均は 961 円になる見込みで、加重平均 1000 円の実現にむけて前進する内容となりました。

中央最低賃金審議会での公益委員の見解では、生計費について、消費者物価指数、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については 4% を超える上昇率となっており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられると述べられています。今後も続くと予想される物価高のもと、中央の示した 3.3% の引き上げ率では全く不十分であり、人間らしい生活ができるものではないことは明らかです。2015 年に愛労連が研究者とともに調査した「最低生計費調査」では、時間給 1520 円以上が必要だという試算が出されています。また、熊本県、佐賀県、山形県などでは、目安額を上回る地方最低賃金審議会の答申が出されています。コロナ禍や原材料費等の高騰のもとでの中小企業支援策と両輪で、人間らしく生活できる最低賃金の引き上げが今こそ必要です。愛知県最低賃金審議会では、中央の目安額にとどまらない、大幅引き上げをする議論が必要ではないでしょうか。

コロナ禍において利用者・子どもの生活を守ってきた奮闘にもかかわらず、福祉保育職場では、正規非正規問わず最低賃金額に張りついた賃金体系の労働者が多く存在します。そういった中で、最低賃金の引上げは時間給労働者の賃金引き上げにとどまらず、月給で働く労働者の初任給引き上げにも大きく影響し、実際に最低賃金の引き上げによって、若年層の賃金引き上げにもつながっています。

最低賃金法第 12 条に基づき、2022 年度愛知県最低賃金額改正に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対し、以下の異議を申し立てます。

記

- 1、誰もが安心して生活でき、新型コロナウイルス禍でも地域経済を活性化させていくためにも最低賃金額を大幅に引き上げ 1500 円とすること。少なくとも最低賃金額を 1000 円以上にすること。
- 2、最低賃金引き上げに中小企業が対応できるよう支援を強めるよう国に働きかけること。
- 3、福祉保育職場では国からの補助金が最低賃金引き上げ額に応じる対応がされていません。事業所任せにしないで、国・自治体での最低賃金引き上げに応じた補助金となるよう求めること。



以上

2022年8月19日

愛知労働局 局長 代田 雅彦 様

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館402

JMITU愛知支部

執行委員長 平田 英友

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出について

2022年8月4日、愛知最低賃金審議会から、本年10月1日から最低賃金を1時間986円にするという改正決定が行われましたが、下記のとおり異議を申し述べます。

記

1. 異議の内容

物価高騰のなかで986円の引き上げでは生活改善に到底つながりません。今年は1000円以上への引き上げをもとめます。

2. 異議の理由

- (1) 現在までに少なくとも3%程度の物価上昇です。今後、さらに大幅な物価上昇が予想されます。昨年の28円に物価上昇分を加味しないと生活が維持できません。
- (2) 世界では、ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(1,425円)となっています。
- (3) 全国27の都道府県での最低生計費試算調査では、全国どこでも、愛知でも月額24万円(時給1,500円)以上が必要という結果がでています。
- (4) 中小企業への支援を強化することによって、大幅引き上げは可能です。
- (5) 全国では目安額を上回る答申が出されています。茨城・兵庫は+1円で32円、熊本+2円で32円、秋田+1円で31円などです。さらなる審議を求めます。

3. 8月4日の愛知地方最低賃金審議会の審議内容について

8月4日の審議会では、毎年実施されている「意見書」の配付・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、その取扱いについていっさい説明をしないことは、あまりに不誠実な審議会ではないでしょうか。また、9745筆の署名とその項目に対する審議も説明されませんでした。これらの理由について、22日の審議会で説明し、今後の対応について説明してください。

以上



2022年8月19日

愛知労働局 局長 代 田 雅 彦 様

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階
愛労連労働相談センター 所長 葛谷輝

1 異議の内容

時間給986円への引き上げでは生活できません。1,000円以上に引き上げてください。

2 異議の理由

当労働センターの相談者の声は毎回切実なものがあります。パートで働く女性は時給が安く生活が苦しいとの相談が多く寄せられます。時間給1,500円くらいは欲しいとの要望も多く寄せられます。パート女性は自分の稼ぎだけで暮らせる時給を求めています。

学生でアルバイトをしている青年たちも入学時に奨学金という借金を背負わされている人達も多く、低賃金ではやっていけないという人たちも多くいます。大学を終えた先、就職しても残った奨学金を背負わされ将来もバラ色とはいきません

欧米諸国は最低賃金も多くが1,500円前後で、これが世界の趨勢です。

以 上



2022年8月18日

愛知労働局
局長 代田雅彦 殿

名古屋市中区下町9-3
労働会館本館 405号
全労連・全国一般労働組合愛知地部部内
名古屋地部青年ユニオン
執行委員長 熊谷英樹

愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出₁₂₂₀₂₂

1. 異議の内容

- ・水増し引上げの引き上げでは、物価急騰の折、労働者の生活改善には到底およびません。
あと1円を上積みし、最賃1000円とするよう求めます。

2. 異議の理由

- ・「企業の支払い能力」論にはおいて、審議会も毎年、慎重と言うよりは「及び腰」の引き上げを決定してきていますが、「日本は30年も賃金が上がらない」状況を生み出した大きな一因であると考へます。
- ・労働者の生活は苦しくなっています。十分な消費もできず、デフレ脱却など実現できません。
- ・労働組合が全国的に取り組んでいる最低生活費調査では、どの地域で暮らすにも月額24万円以上が必要とされており、時給換算すると1500円(以上)となります。
- ・「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、思い切った大幅な増額が必要で、これは人権問題です。
- ・審議会がそんなくしてしまえば、財界や政府は中小企業への支援策をこれに講じようとしなくなってしまふ。
- ・審議会が「経済成長」の足かせともなっているのでは無いが、



以上

2022年8月19日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

名古屋市北区柳原3-7-
日本自治体労働組合総連合愛知県本
執行委員長 林 達

愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出

愛知労働局一般公示第46号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が8月4日にありました。日本自治体労働組合総連合(略称:自治労連)愛知県本部(愛労連加盟)は、下記のとおり異議の申出をおこないます。

記

【異議の内容】

第505回審議会(7/1)、第506回審議会(8/4)の2回で決め、中央審議会目安31円から上乗せなく955円から986円としたこと。

【異議を申し出る理由】

1. 地域によっては中賃目安より+3円を答申した所もある。もちろん地域による事情はあるにせよ、愛知県は埼玉県よりも1円低い水準であり、最高額である東京都(1,072円)との格差は86円のまま縮まらなかった。にもかかわらず審議会の答申では、公労使三者が一致しての答申がされた。今般の情勢を踏まえれば、中賃から上乗せできなかったことは極めて深刻であり、しっかり時間をかけた審議をすべきである。中賃の目安が1週間ほどずれ込んだにもかかわらず、愛知の審議会は、従来どおりの日程で、全国的には最速の答申であったが、期日ありきとのそしりを免れない。
2. 自治労連(愛労連)が、最賃1,500円が国内でも必要なことを意見書で示してきた。にもかかわらず、意見書や意見陳述の可否も示されないまま、昨年より大きく後退したことは極めて問題がある。少なくとも、昨年は愛労連が提出した署名が審議会会場の中央に積まれたこと、意見陳述は認められなかったものの、中山会長は「幅広く意見を聞く必要がある」旨の意見表明がされた。にもかかわらず、そうしたことを実行に移さず、形式的議論と誤解されてもおかしくない状況をつくった審議会のあり方が問われる事態となっている。
3. 4日の審議会終了後、私たちの抗議に対して「すんでしまったこと、来年に向けて対応は検討する」と開き直りとも受け取れる説明をしたが、審議会の総体としてそのような認識なのか。改めて、国際水準と県内の労働者実態に少しでも近づける答申を強く要請するために異議申出をおこなう。

以上



2022年7月21日

**生活改善、地域経済の好循環のために、
愛知県最低賃金を1,500円とし、
中小企業支援を求める要請**

(個人署名)

累計 9,745 筆

74筆 (7月21日提出分)

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3F
事務局団体 愛労連

愛知県労働組合総連合・愛知春闘共闘委員会

2022年7月14日

**生活改善、地域経済の好循環のために、
愛知県最低賃金を1,500円とし、
中小企業支援を求める要請**

(個人署名)

累計 9,671 筆

537 筆 (7月14日提出分)

名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館 3F
事務局団体 愛労連

愛知県労働組合総連合・愛知春闘共闘委員会

生活改善、地域経済の好循環のために、 愛知県最低賃金を1,500円とし、中小企業支援を求める要請

愛知地方最低賃金審議会 会長 殿
愛知労働局 局長 殿

2022年 月 日

■ 要 請 主 旨 ■

- 1 愛知県の最低賃金は2021年10月から955円になりました。全労連が全国3万5千人余りを対象にした最低生計費試算調査によると、若者が自立して人間らしい生活をする上で必要な生計費は月額で24万円以上、時間額にすると1,500円以上必要という結果です。愛知県でも名古屋市や豊橋市で同様の結果が出ています。税金（所得税・住民税）・保険料（年金・健康保険・雇用保険）などを差し引き、さらに家賃を考えると必要な額です。
 - 2 最低賃金の引き上げには、政府による中小企業支援策の抜本的強化が欠かせません。地域経済を支える主役の中小企業・小規模事業者に人件費の引き上げを保障する特別な財政措置を同時に行うことが必要です。あわせて単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめを正し、コストが適正に反映される仕組みの整備も必要です。フランス、韓国、アメリカなどでは最低賃金引き上げのための中小企業支援策が大規模に行われていますが、日本は極めて貧弱です。
- 愛知県の最低賃金審議会は、全国28府県で実施されている意見陳述の場を設けていません。最低賃金法や施行規則では、「意見書によるほか、会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする」とあります。愛知の審議会では意見陳述に反対する委員はいないのに行われていません。労働者からの生活実態を審議会で直接聞いて最賃額を審議することを求めます。あわせて、専門部会を公開するよう求めます。

以上、2022年の最低賃金改定にあたり、下記事項について要請します。

■ 要 請 項 目 ■

- 1 愛知県最低賃金を1,500円に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、中小企業に対する特別な財政措置を行うこと。あわせて政府にも要請すること。
- 3 愛知地方最低賃金審議会の専門部会を公開すること。
- 4 愛知地方最低賃金審議会（専門部会）で労働者の意見陳述の場を設けること。

氏 名	住 所

※この署名用紙は、目的以外に個人情報を利用されることは一切ありません。

取扱団体 [愛知県労働組合総連合（愛労連）・愛知国民春闘共闘委員会]



愛労発基 0822 第 1 号
令和 4 年 8 月 22 日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 代 田 雅 彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙 37 団体から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項の規定に
基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

別 紙

異議申出書面 (提出順に団体名表記)

- 1 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (建交労)
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県労働組合総連合 (愛労連)
- 4 愛知県社会保障推進協議会
- 5 愛労連ローカルユニオン
- 6 愛労連パート臨時労組連絡会
- 7 生協労連愛知県協議会
- 8 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 9 年金者組合愛知県本部
- 10 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
- 11 名古屋市職員労働組合
- 12 愛知母親大会連絡会
- 13 全日本国立医療労働組合 (全医労) 愛知地区協議会
- 14 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 15 尾張中部地区労働組合総連合
- 16 障害者労働組合
- 17 東三河労働組合総連合
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会
- 19 外国人実習生SNS相談室
- 20 愛知県労働者学習協議会
- 21 西三河地域労働組合総連合
- 22 愛知はたらくもののいのちと健康を守るセンター
- 23 名古屋タクシー協会
- 24 なごやふれあいユニオン
- 25 革新県政の会
- 26 革新市政の会

- 27 国鉄労働組合名古屋地方本部
- 28 全トヨタ労働組合
- 29 愛知地域労働組合きずな
- 30 北医療生協労働組合
- 31 愛知県医労連 南医療生活協同組合
- 32 愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクト
チーム
- 33 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 34 J M I T U 愛知支部
- 35 愛労連労働相談センター
- 36 名古屋北部青年ユニオン
- 37 日本自治体労働組合総連合愛知県本部



令和4年8月22日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月22日貴職から、令和4年8月4日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙37団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

別 紙

異議申出書面 (提出順に団体名表記)

- 1 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (建交労)
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県労働組合総連合 (愛労連)
- 4 愛知県社会保障推進協議会
- 5 愛労連ローカルユニオン
- 6 愛労連パート臨時労組連絡会
- 7 生協労連愛知県協議会
- 8 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 9 年金者組合愛知県本部
- 10 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
- 11 名古屋市職員労働組合
- 12 愛知母親大会連絡会
- 13 全日本国立医療労働組合 (全医労) 愛知地区協議会
- 14 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 15 尾張中部地区労働組合総連合
- 16 障害者労働組合
- 17 東三河労働組合総連合
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会
- 19 外国人実習生SNS相談室
- 20 愛知県労働者学習協議会
- 21 西三河地域労働組合総連合
- 22 愛知はたらくもののいのちと健康を守るセンター
- 23 名古屋タクシー協会
- 24 なごやふれあいユニオン
- 25 革新県政の会
- 26 革新市政の会

- 27 国鉄労働組合名古屋地方本部
- 28 全トヨタ労働組合
- 29 愛知地域労働組合きずな
- 30 北医療生協労働組合
- 31 愛知県医労連 南医療生活協同組合
- 32 愛労連エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクト
チーム
- 33 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 34 J M I T U 愛知支部
- 35 愛労連労働相談センター
- 36 名古屋北部青年ユニオン
- 37 日本自治体労働組合総連合愛知県本部